

令和4年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和4年6月16日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 檜 山 裕 子 副 局 長 小 倉 一 仁

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	住民課副課長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	芝 健 治
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建設課副課長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 | 報告第 13 号 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議案第 46 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 5 | 議案第 48 号 令和 4 年度一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 49 号 物品購入契約の締結について（令和 3 年度 繰越第 1 号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入） |

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 2 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（大石哲雄）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10 番、谷端清君。

谷端君の質問は一問一答方式であります。

まず、南紀の台パブリック地域のコミュニティセンターの建築についての質問を許可いたします。

○10 番（谷端 清）

おはようございます。

そうしたら、質問事項に対して質問させていただきます。

1、南紀の台パブリック地域のコミュニティセンターの建築について。

コミュニティセンターの建築の目的について。

○議長（大石哲雄）

答弁できますか。

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

これまで南紀の台パブリック地区より近年の人口増加を受けまして、地域での交流施設や防災の拠点となる避難施設がないため、地域への公共施設の整備の要望がありまして、建築に向けて進めている状況でございます。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

建設現場の場所はどのようになっていますか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

建築場所については、地元企業より町に寄贈していただいた土地や他の町有地を候補地としまして、５月には南紀の台パブリック両町内会の役員を含めて協議を進めております。

その後、ほかの土地も視野に入れながらその調査を行い、今進めておる状況でございます。６月に入ってからですが、両町内会長と町のほうで協議を行いまして、建設の候補地について、まだ決定されたわけではございませんが、ある程度方向性を出している状況でございます。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

建設現場がまだ決まっていないということで、そうしたら南紀の台に町所有地は何か所ありますか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

３か所あります。まず、企業さんより頂いたてっぺんにありますそのバスの停留所のあるところの土地と、それからパブリック団地内の奥になったところの土地と、それから町内会館の裏の土地という形の３か所でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

そうしたら、町所有地からの建設場所は選択というんですか、考えられておりますか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

今、両町内会長さんと町のほうで協議をしまして、場所についてまだちゃんと決まってはいるんですけども、決めていく方向で今進めてございます。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

そうしたら、今後、問題解決に行政と南紀の台の皆さんに理解していただくために、どのようなスケジュールになりますか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

今後の予定としまして、引き続き７月に入りまして、また両町内会長さんとの協議を予定をしております。そこで建設場所につきまして具体的方向を決めていきたいと考えてございます。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

そういうことで、来年度そうしたら多分建設に向けていけると思うんですけども、設計図及び予算案などいつ頃までに決定する必要があると思いますか。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、三浦局長のほうから報告しましたように、まだ位置の決定ができておらないので、いつ建るとかという形でまず、建築予定地を先に決定したいと思いますので、まだそこまで答弁はできません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

ということは、それから後のということになっていくと思うんですけども、来年度に向けて、建設に向けていきたいという意向は一応あるんですかね。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

今年度の予算で、建築する方向で予算はつけていますけれども、それがまだ位置が決定していないので、私としては早急に建築をしていきたいふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○10番（谷端 清）

分かりました。

そしたら、南紀の台の皆さんが大変喜んでまたいただくような、建物にしていきたいと思いますというふうに思っております。

以上で、この質問を終わりたいと思っております。

○議長（大石哲雄）

南紀の台パブリック地域のコミュニティセンターの建築についての質問終了でよろしいですか。

○10番（谷端 清）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、上富田町の公園等の整備についての質問を許可いたします。

谷端君。

○10番（谷端 清）

上富田町の公園などの整備について。

上富田町の公園の場所は何か所ありますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

町全体ですと14か所です。

この地区別ですと、朝来地区が2か所、大谷が5か所、南紀の台地区が1か所、生馬地区が2か所、岩田地区が2か所、最後に市ノ瀬地区が2か所というふうになっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○10番（谷端 清）

今聞いたところによりますと、岡地域には公園がないということなので、今後、公園整備が必要と思いますが、どのように行政は考えておられますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

確かに岡地区には公園がなく、現在岡小学校の校庭内にある遊具、これを放課後、または祝日や休日に利用していただいているというのが現状であります。

ただ、小学校の校庭というのは、平日の昼間には学校の授業がありますので一般開放はしておらず、他の地域の公園を利用しているというふうに思われます。

公園は地域住民の憩いと交流の場として重要な役割を果たしております。今後、岡地区への公園の設置に向け、場所や規模なども含め検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○10番（谷端 清）

そしてまた、パブリック地域なんですけれども、町道で子供たちがよく遊んでいるのを見かけ、非常に危険だと思っております。パブリックの町所有地を広場としていく考えがありますか。

さっきのコミュニティにも関わってくるんだと思うんですけれども、もしそこに建設されない場合は、その広場という考えがおありでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

現在南紀の台地区の住民の方々には、小規模な公園が1か所、それと田辺市の区域ではありますが近くには新庄総合公園、この2か所の公園を利用していただいているというふうに思われます。

しかしながら、議員のご質問にもありますように、南紀の台地区、特にパブリック町内会には子育て世帯の家庭が年々増加しており、近くに広場のような公園がありません。

先ほどの質問にもありましたように、コミュニティセンターの建築場所との関連もありますが、そういった場所が確保できるかも含め、これも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

行政のほうの方もやっぱりそういうことを把握しているんで、やはりその辺検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

今先ほどの岡地区の公園の件なんですけれども、私自身にも私の今回の選挙期間中にも、子育て世帯の多くのお母さん方が、岡のほうに公園を造ってほしいよという要望がたくさん寄せられております。

そしてまた、その後も手紙を送ってくれて意見やとかいろんな要望も私のほうにもいただいておりますので、今回谷端議員が一般質問される前に、ちょっと岡地区の職員に対しては、候補地等の研究をするようにという指示はもうしておりますし、また今後、今平尾課長のほうが言いましたように、建てるような検討もまた進めてまいりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

今町長が言われたように、やはり岡地区の方々にもやはりそういうお声をいただいて、今回質問させていただいたわけでございます。どうか前へ進んで、よい検討を考えていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

上富田町の公園等の整備についての質問を終了でよろしいですか。

○１０番（谷端 清）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、町内会館についての質問を許可いたします。

○10番（谷端 清）

町内会館について。

公共建築物は大体耐震化されております。町内会館の建設は、昭和48年度から昭和62年の期間に約半分の町内会館が建設されております。老朽化が進行する各地域の公民館については、順次、改修、建て替えが進んでいると思っております。

地域の拠点として、優先的を考慮した整備、更新を実施するとありますが、今後、町内会の耐震改修についても実施していく考えがありますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

現在まちで実施しております耐震関連の事業としましては、上富田町木造住宅耐震診断事業、それと上富田町住宅耐震改修事業というのがあるわけなんです、どちらにつきましても対象が町民であり、町内会館を対象としたものではありません。

町内会館を対象とした補助金としましては、上富田町町内会館建築等補助金があります。この内容をちょっと説明させていただきます。これは町内会館の建築や改修の費用に対しその2分の1の補助をするもので、建築の場合は最高限度額800万円としその2分の1の補助、既存の建物を取得して改修する場合は最高限度額400万円としその2分の1の補助、増築や維持補修の場合は20万円以上200万円以内の範囲としその2分の1の補助となっております。

また、最近要綱を改正しております。町内会の駐車場用地整備のための補助として、20万以上200万円以内の範囲としその2分の1補助も対象としております。さらに、従来はこの工事の終了後に領収書を持って役場のほうに来ていただき、その2分の1の補助金を交付していましたが、小規模の町内会、最近多くあります。そういった町内会にとっても、一旦全額で支払うのが厳しいよという意見もたくさんありまして、現在は概算払いとして、施工前に工事費の2分の1の補助金を交付できるように要綱を改正しております。

ぜひこの補助金制度を有効に活用して、耐震改修をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

谷端君。

○ 10 番（谷端 清）

町の活性化について重要な施設だと思います。また、住民の皆さんが町内会に入会していただき行政に参加していただき、奥田町長はじめ上富田町を盛り上げて暮らしやすい町にしていきたいというところでも、やはり町内会館も重要な施設だと思うので、また検討のほうをよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これで、10番、谷端清君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時16分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

5番、山本哲也君。

山本君の質問は一問一答方式であります。

まず、新型コロナウイルス罹患者の対応と風評被害への対策についての質問を許可いたします。

○ 5 番（山本哲也）

失礼します。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

新型コロナウイルス罹患者の対応と風評被害への対策について伺います。

皆様ご存じかと思いますが、私は本年4月に新型コロナウイルスに罹患しました。自身の選挙期間中に感染するという極めてまれなことが起こってしまいました。

しかし、実際に自分自身がコロナに感染して気づいたことが多々ありましたので、今回三つの項目を質問させていただきます。

まずは、感染した自宅療養者等への支援についてです。

私の感染後の症状は主に熱だけでしたので、重症化のリスクは少ないとの保健所からの判断で自宅療養となりました。

最初に問題に思ったのが食料についてです。コロナ陽性者で自宅療養の方はもちろん、同居家族も濃厚接触者となるため買物等へ出かけることはできません。県から自宅療養

者へ日用品やレトルト食品が入った物資が届くのですが、それは自宅療養開始から三、四日後です。もちろん家族全員分ではなく感染者の分のみです。ぜいたくは言えませんが、十分な量とは言えず、県からの物資が届くまでの数日分の食料の確保が問題だと感じました。

災害時のことも考え自宅に数日分の食料を蓄えておくことは必要だと思いますが、なかなかできていない方も多いと思います。私の場合は親族に必要物資を届けてもらい、迷惑をかけながらも過ごすことができましたが、親族や知人から支援を受けることや、宅配サービスやインターネットでの注文による食料等の確保が困難な方もたくさんいらっしゃると思います。県から物資が届くまでの数日間、こうした方々に食料や生活必需品等を届ける町独自の施策が必要ではないでしょうか。

生活支援などの住民サービスについては、住民に最も身近な行政を担う市町村の協力が必要不可欠です。コロナ陽性者への対応は、保健所を設置している県が全てで市町村は皆無です。全国的には、県と連携し独自の支援策を講じている市町村がたくさんあります。

当町としましても住民に最も身近な行政として、独自の物資の支援や買物代行サービス等の施策が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

その前に、私先ほど新型コロナウイルスらかんしゃと読みましたが、罹患者でございますので訂正させていただきます。

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

厚生労働省からは、コロナウイルスの感染が判明した方に対しては、順調に経過すれば発症日から10日間、濃厚接触者となった場合は感染者と最終接触日から7日間の自宅待機となります。その間外出することができないために、薬や食料、生活物資が必要となった場合は、買い出し支援が必要となることもあります。

自宅療養者及び濃厚接触者への支援につきましては、現在、保健所が中心に行っており、困ったことや必要なものがあれば保健所に相談することになります。また、自宅待機中に町の支援が必要な場合には、本人の同意を基に保健所から町関係機関に連絡があり、支援体制をつくるなどの連携を取っております。

現在のコロナウイルス感染状況を見ますと、田辺保健所管内では減少傾向にあります。が、いつ誰が感染してもおかしくない状況は続いております。ご質問の町として買物代行サービスなどの独自支援の必要性についての見解ですが、自然災害の備えと同様に、

まずは自助として自宅に食料や必要物資を蓄えておく。次に、共助として親戚や友人、近所の方などと助け合うことについて、日頃から話し合っておくことが大切であると思われます。

町としましては、町が実施主体であるワクチン接種に重点を置き、自宅療養、待機者への独自支援の実施は、現在のところ行う予定はございません。

しかし、今後、爆発的な感染拡大が起こり、保健所の対応だけでは困難となったときには、町独自の支援についても検討していくこととしております。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○5番（山本哲也）

ありがとうございます。おっしゃるように自助、共助、公助とありますけれども、公助の前に自助、共助、積極的に自らしていただけるのが確かにいいと思います。

役場職員の皆様にさらなる負担をおかけすることは本意ではありませんが、地域に根差した活動を行っている社会福祉協議会と連携する等、住民に最も身近な行政として、状況に応じて、自宅療養される方が安心して療養に専念していただける環境を整えていただければ幸いです。

次に、災害時における自宅療養者、濃厚接触者の避難所について伺います。

コロナ禍においてもいつ起こるか分からない災害時において、自宅療養者や濃厚接触者の皆様はどのように避難を行うのか疑問に感じました。災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合には、危険な場所にいる方は避難することが原則ですが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下で、自宅療養者、濃厚接触者の方々が感染していない方と同じ避難所に避難すると、クラスターなどのさらなる感染拡大を招くおそれがあります。

当町では、災害時、自宅療養者、濃厚接触者の方々が避難する必要がある場合、どのような対応を取られるのでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

まず、自宅療養者につきましては、陽性の方になりますので一般の避難者の方と接触をなくす必要がございます。したがって、現在では保健センターを自宅療養者用の避難所として開設することで考えております。

自宅療養者の方でも無症状や症状が軽い方につきましては、保健センターでの対応は可能だと思われていますが、症状が重たい方、あるいは療養中に重たくなられるような方々につきましては、その時点で保健所と連携を取りながら対応したいと考えてございます。

次に、濃厚接触者の方につきましては、濃厚接触者の方につきましては、一般の避難者の方との接触をできるだけ避ける必要があるとそう考えてございます。具体的には、別室ですとかトイレを分ける等の対応が必要だと考えております。現在、拠点避難所として指定しております8か所の避難所のうち、上富田文化会館や上富田町農村環境改善センター、市ノ瀬の施設ですが、ではある程度の人数については対応可能と考えてございます。

しかし、そのほかの施設につきましては、小規模である等で別室が少ない、あるいはトイレを分けることができないという避難所がございます。そちらにつきましては、令和2年度から備蓄しております屋根つきのテント合計50張り用意してございますが、それを間仕切り代わりに使わせていただくことですか、職員によってトイレの消毒を定期的実施することで対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○5番（山本哲也）

ありがとうございます。避難所につきましてしっかりと想定をされているということで、安心しました。災害時に自宅療養者や濃厚接触者の方々が避難所に来られる際には、きちんと自己申告してもらえような広報、体制づくりに努めてくだされば幸いです。

最後に、新型コロナウイルス罹患者への風評被害対策について伺います。

私自身、コロナに感染して一番つらかったのは、差別や偏見などの風評被害です。私は公人ですので多少の誹謗中傷は受け入れますが、私の家族に対しても過剰に避けたり非難したりする差別や偏見があり、いまだに正直苦しんでいます。もちろん私だけではなく、同じような思いをされている方々が多いのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は誰にでも起こる可能性があり、感染者や濃厚接触者は非難される対象ではなく守られるべき存在であると考えます。歴史を見ても分かるように、感染症の流行は人々の心を分断してきました。感染の流行を恐れウイルス感染者を敵視する。そして監視社会が広がり自己責任が強調され、いつの間にか被害の原因であるウイルスと被害者を同一化してしまう。あることないことの流言飛語が飛び交い、根拠を確かめずに同調してしまう。自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、誰かのことではなく自分のこととして改めて考えてみるのが大切です。悪意がない言動

が人権侵害につながることもあります。

町当局では、このような行為についてどのように認識され対策を講じているのか、お聞かせください。

また、コロナ差別や偏見について、学校ではどのように指導されておられるのか、教育委員会からも併せて答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

まず、本町における啓発活動についてですが、新型コロナウイルス感染症による人権侵害はやめましようとした町長メッセージを令和2年11月20日付で発信しており、令和2年の町広報12月号への掲載及びホームページのほうへ掲載をしておるところでございます。そのほか、役場正面玄関には「やめよう、ネットでの誹謗中傷」としたひょうたんせんぱいののぼりを立て、また、法務省全国人権擁護委員連合会のパンフレットを庁舎や文化会館、町内の各出張所に置くなどといった啓発活動を実施しておるところでございます。

続いて、風評被害に遭われた方への対策についてですが、和歌山県では誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的として、和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例が令和2年12月24日付で施行され、その中には、市町村との連携、協力についてうたわれております。この条例にのっとって対策をしていきたいと考えております。

一例としまして、インターネット上にそういった書き込みがあった場合には、町は被害に遭われた方の相談窓口となり、指導や削除要請については県と連携し実施するといった対応をしております。もしそのような事例がございましたら、ご相談をいただければと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

宮内君。

○教育長（宮内一裕）

学校での対応についてお答えいたします。

学校では、感染拡大防止のため、児童生徒や保護者に協力を求めるために必要なことはお伝えしますが、個人名や職員名、学校名等が特定されないように特に配慮しております。文書は、保健所、教育委員会等との相談の上でも配布するようにしております。

うわさや風評被害が生じないよう保護者にも協力をお願いしております。また、担任からも指導しております。

今後とも、罹患したり濃厚接触になった子供たちの気持ちに寄り添って支援していただけるように、教育委員会からも指導してまいります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○5番（山本哲也）

ありがとうございます。大切なことは、感染者が出たときに当人や家族が安心して治療を受けられるということだと思います。そのために、感染以外のことで苦しむ状況をつくっては絶対にいけないと思います。身の回りで差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、そんなことはやめようと声を上げることが大切です。人権が守られ人が大切にされる町は、これからの持続可能なまちづくりの基本だと思います。

偏見や差別をなくし誰もが安心して暮らせる明るい社会を築いていくためにも、地域社会との連携を取りつつ、人権侵害や誹謗中傷の根絶に向けた取組に力を注いでいただきますよう心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ご清聴くださりありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

答弁よろしいか。

○5番（山本哲也）

何かありましたら。

○議長（大石哲雄）

これで、5番、山本哲也君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

6番、正垣耕平君。

正垣君の質問は一問一答方式であります。

まず、ふるさと納税についての質問を許可いたします。

○6番（正垣耕平）

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、1項目め、ふるさと納税についての質問です。

まず、寄附金額の推移についてです。

以前から決算委員会等でも質問をしてきましたが、ここ数年の当町におけるふるさと

納税額の伸びに非常に注目をしております。先日も担当課から直近３年間の寄附状況、また活用実績資料を頂きました。当町の寄付金実績について、令和元年度約１，３００万円やったものが、令和２年度約２億１００万円と実に１５倍以上に増えております。令和３年度も約３億６，０００万円と前年度比約１．８倍となっています。

ＰＲや返礼品等努力のたまものであると考えておりますが、まず担当課としてこの伸びをどのように分析しておるか、また、どのような工夫やアプローチでのことかをお聞きいたします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず最初に、さわやか上富田まちづくり寄付金のここ数年の推移状況をまず報告させていただきます。

平成２９年度２，０６８万６，００１円、平成３０年度１，９６１万１，９００円、令和元年度１，３０７万７，９５５円、ここまでが２，０００万前後だったんです。先ほどありましたように、令和２年度２億１２３万６，７９５円ということで約１５倍ですね。令和３年度３億６，００４万１，８２１円と令和２年度から順調に伸びております。

要因としましては、ポータルサイトの数を１か所から１０か所に増やしたということ、それと、寄付者へのアプローチの仕方を変えた。つまりチャンネル数を増やしたということです。また、返礼品の品目につきましても、二十数件から１，０００件以上と大幅に増やしたことなどが挙げられます。この品目の増加につきましては、令和元年度から新たに始まった制度であります共通返礼品制度というのがあります。それを活用して、他の自治体と連携して返礼品目を増加させたことによるものです。

そういった一連のプロセスは、担当職員が地元の特産品等の業者、また他の市町との連携協定、この営業活動を積極的に行った成果だと課長としては分析しております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○６番（正垣耕平）

この金額の伸びに対しては、まず登録サイトの数をチャンネル数をたくさんある中でたくさん増やしていったということと、品目も２０から１，０００件以上ということと、共通返礼品の中でのことだと考えております。またその中でも、部分部分で他方と

しっかりほかのところともきっちり手を組んでいった。いわゆる営業努力をしっかりと行っていた結果だと考えております。数字だけでは判断できないこととは思いますが、この中で大きなかじ切りがあつてのこと、また、事業事務を担当する職員さんの努力のたまものだと考えられます。

私は、今回ふるさと納税制度の趣旨や経緯、寄付税制の構造や共通返礼品の在り方云々を質問するわけではありません。この数字を見る以上、ふるさと納税制度のルールの中で、上富田町はしっかり頑張るんだ、集めていくんやという取組の中での結果が実を結んでいると考えているんです。

引き続きこの努力をお願いいたしまして、次に、この寄付を頂いたふるさと納税の活用について、二つ目の分野別寄付金の活用に移ります。

当町では、寄付者に対し四つの項目を提示して、分野を選択いただいたの寄付の形を取っております。項目は、1、自然環境の保全に資する事業、2、子どもたちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業、3、文化芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業、4、その他目的達成のために町長が必要と認める事業、これらの事業に使ってほしい、ここに賛同するよということでの寄付ではありますが、この辺りの分野別活用について、実績も踏まえどのように考えておりますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

令和3年度のさわやか上富田まちづくり寄付金の分野別における寄付状況であります。自然環境の保全に資する事業、これにつきましては1万1,175件で8,211万7,000円の寄付があり、動物の死骸処理用の車両の購入費などに3,334万6,800円を活用しております。

次に、子どもたちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業、これにつきましては1万5,668件で1億2,084万6,000円の寄付があり、ブックスタート事業や新入児への図書のプレゼント、そういったものに5,584万7,623円を活用しております。

次に、文化芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業につきましては5,543件で4,215万9,000円の寄付があり、紀州口熊野マラソンへの補助、オリンピックの合宿などへの補助、そういったものに1,979万995円を活用しております。

最後に、その他目的達成のために町長が必要と認める事業、これにつきましては1万2,708件で1億1,491万9,821円の寄付があり、くまいちプロジェクトへ

の補助、スポーツセンターの改修費などに１億４０５万８，６２９円を活用させていただいております。

本年度に施行されます水垢離場や市ノ瀬キャンプ場のトイレ等につきましても、このふるさと納税を活用させていただくという予定になっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○６番（正垣耕平）

今寄付目的別の実績について近いところの部分を教えていただきましたが、聞くにすごい件数と金額を寄付いただいて、しっかりとした使い道、実績も残しとるわけなんですけれども、何かこの今まちがやっている事業に上乘せしていく、そこに乗せていくという部分も幾つかあったのかなというところと、最後に言っていました去年度のくまいちのこととかスポーツセンターの改修ですとか、また今年度やったら水垢離場を新たに造っていくというこの前向きな、まちで言うところの攻めのプロジェクトというんですか、そういったことにもどんどん活用していく、これが結果として目的につながっていくことやと思うんです。この四つがあればいろんなことってつながっていく使い道やと思うんですけれども。

ここで大事になってくるのが、この３番目に移るんですけれども、事業の目的とか政策効果は何かというところと、また地元の返礼品の協力事業者さんですとか事業者さんへの後押しになる活用ですとか、地元産業の活性化につなげる仕組みというところをお聞きしたいと思います。これはさわやか上富田まちづくり寄付金事業における今後の展開というところで、見解をお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず、今後の展開について簡単に説明させていただきます。

納税額がここ数年で一気に増加したことにより、県外及び県内のほかの市町からの問合せが多数あります。上富田町のやり方と同様の方法を他の自治体が展開してくることが今後予測されます。

よって、今後の展開につきましては、今までと同じやり方をしているとかなり苦戦が強いられると感じています。どの自治体もポータルサイトや返礼品の中身などが類似してくる傾向にあり、町独自の新たな商品の発掘、またプロモーション、広報、そういつ

た仕方などで町の特徴を出していかなければ、一気に寄付額を落とす状況になると懸念しています。

ふるさと納税制度が創設されたのは2008年で、首都圏に一極集中している税収の一部を地方へ移し替え、自治体の頑張り一つで成果が出る制度であります。今後も自治体間での競争もあり厳しい局面になることが予想されますが、ふるさと納税を通じて上富田町を知っていただき、移住・定住にもつながるツールとしてPRしていくとともに、返礼品として地元商品を増やすことにより、地域の活性化につながればと考えております。

そして、頂いた寄付金につきましても、今後のまちづくりのための事業をより充実したものとなるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

今後は他の市町村との競争といったら何ですけれども、いろんな見せ方とかが大事になってくるのかなと。共通返礼品制度の中でそういった似たようなところが出てくるといのは、もう我々も分かっているところなんですけれども、この中でまた上富田町だからという独自のものを残しながら、良い返礼品ですとか取組、事に対する寄付ですとか、そういったことにも力を入れていただきたいなということも思っております。

大事なのはこの社会的共感というところやと思うんです。これが醸成できる寄付税制かどうか、また共感を得られる活用がどうなっているかということが問われてくると思います。ふるさと納税を使って何をするか、改めて趣旨を大切にしながらも、引き続き事業事務を担当される方には努力を期待をしています。

本当にすごい見えないところでの頑張りがあったから、この結果が来ているんだということもしっかり押さえておりますので、引き続き頑張っていただきたいとお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（大石哲雄）

ふるさと納税についての質問終了でよろしいか。

○6番（正垣耕平）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、中学校部活動の地域移行についての質問を許可いたします。

○6番（正垣耕平）

では、2項目の中学校部活動の地域移行についての質問に移ります。

早速ですが、一つ目のスポーツ庁提言を受け、当町の考え方について質問をします。

スポーツ庁の有識者会議、運動部活動の地域移行に関する検討会議は、先週6日、月曜日に、公立中学校の部活動の主体を学校から民間クラブなどの地域社会に移すための対応策をまとめた運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を提出しました。スポーツ庁は、提言に従い公立中学校で休日に行われてきた部活を原則として2023年度から3年間で地域移行するため、自治体に働きかけるとしておりますが、この提言を受けて、以前からも協議をしてきた内容も踏まえて、当町のまずは考え方をお聞かせください。現時点で結構です。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

令和4年6月6日に公表されました運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の概要において、運動部活動の今後の目指す姿、改革の方向性、課題への対応などが示されてございます。中学校部活動の地域移行につきましては、現時点では検討会議から所管省庁へ提言がなされたという段階であります。市町村における具体的な対応につきましては、今後国から示される方針、計画などを確認しながら対応していくこととなります。

この部活動の地域移行につきましては、全国的にも中学校生徒数の減少の加速化や教員における休日の活動、競技経験のない指導が求められるなどの課題解決のため、以前からも議論がなされております。

上富田町の現状ですが、中学校には運動部や文化部も合わせまして15種もの部活動があり、それぞれ教員の方々にご指導や引率の対応をいただいているところです。教員の負担軽減に加え、安全面や競技に係る専門的な指導環境を確保するために、本年度は国県の補助金を活用した部活動に係る外部指導員を2名配置しておりますが、教員を取り巻く環境改善にはまだまだ解決すべき課題がございます。

加えて、この地域移行の大きな目的には、子供たちが将来にわたりスポーツに継続して親しむことのできる機会の確保と、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備していくことと捉えております。

上富田町にはご承知のとおり中学校が1校、また総合型地域スポーツクラブくちくまのクラブがございます。中学校やくちくまのクラブとは、本年5月から、まずは地域移行についての現状や課題を共有するための協議を始めたところであり、今後国から示さ

れる方向性を確認しながら、目的を共有し、また役割を分担しながら、まずはできるところから取り組んでまいりたいとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

具体的には今後のことになっていくんだよということを今お答えいただきましたが、もう既に関係してくる場所とか上富田中学校でどのような部活動があつてということは、もう検討段階に入っているという認識で、次の質問に進みたいと思います。

今回、この教員や地元スポーツクラブ等の意向をどう把握していくかという二つ目のところなんですけれども、この問題は、テレビや新聞ではよく直近の教育課題であるとか社会全体の問題として取り上げられています。部活動を取り巻く実際の現場では、まだまだ何の決定もないわけで何の方針も示されない中と聞いています。なので当然、生徒や保護者の皆様、また指導者の皆様も、結局どうなるのかというそういうところではないかと考えています。

その辺り、どうやって意向を把握して合意を形成していくか、その予定をお聞かせをください。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

今後この地域移行に関しましては、全体的な方針が示されていくことになると思いますが、まずはどのように体制が整えられるかについて、現在指導していただいている教員や活動の受皿となる各種団体の意見の集約などを始めたところであり、それらを踏まえて取り組んでいく必要があると考えております。

中学校においては、部活動指導の現状から今後の地域移行を考え、既に教員を対象にアンケート調査から取り組んでいる状況があります。全国的にもそうですが、教員の方々の意見としては、指導にかかる時間的な余裕について、また技術的な部分、移行についてはまた責任がどうなるかなど条件によって対応していくという意見もあれば、やはりスポーツを指導したい、指導が楽しい、生徒との関係づくりには必要なもので積極的に関わっていききたいなど様々な意見がございます。

また、スポーツ少年団などの団体には、例えば既存のクラブに中学部を創設したときにその指導者が確保できるのか、どのような活動ができるのかなど、くちくまのクラブ

に現在ヒアリングも続けて実施いただいているところであります。

今後の体制づくりの検討には、ほかにも体育協会の各種競技団体などとの連携や、生徒や保護者の意見も大切しながら進めていく必要がございます。地域移行には時間を要しますが、十分な情報収集と調整を図りながら、まずは子供の成長、健康を第一に考え対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

今、もうまず先に教員の皆様にアンケートを取っていただいたということをお聞きしました。今回のこの地域移行の目的として、中でも教員の労働環境改善のためということも出ています。

先日もテレビで見たんですけれども、運動部の顧問の先生は全国平均ですけれども、平均月40時間、非常勤講師さんの賃金と換算したら月約4万8,000円の働きをほぼ無償で提供してくれているとこういう状況だそうです。こういったことを昔からやってきたことやから、この部活の伝統やからということで漫然と続けていくのは、これはもうそこに教育的意義があるのかと問われたら、これは普通に考えても無理がある、そんな時代に来ているんやということも分かっております。

そんな中でなんですけれども、今もう結構、ちょっと前後しますけれども、問題、ここに課題があるんやということも教えていただきましたが、これを受けて三つ目の予想される課題の認識というところなんです。

今回の地域移行の目的として、先ほど言いました教員の労働環境改善のためと、あと指導の専門性を高めるため、ほかにもたくさんあるんですけれども、この提言の中ではたくさん語られておるんですけれども、これ先生目線だけではなくて生徒目線、今も言うていただきましたが、保護者目線、また受皿となっていくであろう地域スポーツクラブや指導者の皆様が挙げられると考えています。ほかにも施設や場所の確保、それこそ心配されている部費や指導者への報酬がどうなっていくんかということは、本当に多岐にわたります。

このような課題をどのように予想されておるか、お伺いいたします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

現時点で考えられる課題となりますが、全体的な事項としましては、まずは部活動の受皿となる団体の安定的な運営体制の整備になります。これは指導者の確保などの人的な課題と環境整備などに係る財源の課題、この2点になるかと思います。

人的な課題では、現在のスポーツ少年団においても一部指導者不足の課題がある上に、中学生を指導するための新たな指導者をどのように確保しどのように育成をしていくのか。財源の課題では、持続可能な活動において安定的な財政基盤、これは必須でありますので、受益者負担をいかに抑制し運営できる仕組みができるか。

そのほかにも、トラブルなどが発生した場合の対応や個人の情報の管理など様々な事項を想定しながら進めていく必要がございます。スポーツを続けたいが、経済的な問題や活動場所が限られ送迎などの問題からチャレンジができないなど、そういった状況は今後の協議においてできるだけなくしてまいりたいと考えております。

この部活動の地域移行については、避けては通れない喫緊の課題であり、最近報道などでもご質問どおり取り上げられることが多くなっております。現時点では、十分な情報発信がまだ難しい状況ではございますが、今後の国の動向などを注視しながら、生徒やその保護者、地域の方々にもできるだけ情報を発信しながら取り組んでまいります。

課題もまだまだたくさんございます。一方、さらなる指導内容の充実、生徒や世代間交流によるスポーツクラブ活動の活性化など期待される部分もございます。関係団体、相互の関係性や地域性、施設の活用など町の利点を生かした取組をと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

では、最後の移行期間3年間の見通しについての質問です。

今も人材の確保ですとか受益者負担の問題ですとか、これおうちの方が負担する、子供たちが負担するという部分ですけれども、それがどうなっていくんか、今までどおりでいかなのやないかという不安があるというところ、これを財源としてどう賄っていくのかということも課題だということをお聞きしました。本当にそのとおりだと思います。

受皿となる部分も場所とか人の確保というの、本当にまだまだ今ゼロベースで考えて、これから協議を続けていくところなのかなと思うんですけれども、この3年間という移行期間についてです。提言の中では、目標時期を令和5年度からの開始から、これ土日の部活に対してですけれども、一旦令和5年度からスタートしてくださいと。3年後の令和7年度末をめどと、移行期間のめどとして、それが終わればもういよいよスタ

ートしてくださいよということですから来ていると思うんです。

これ3年間で休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間としております。また、8年度に地域移行してからも、進捗状況を検証しさらに改革をとされております。ですが、まずこの令和5、6、7、この3年間の計画、教育委員会としてどのような計画を持たれておるかお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えいたします。

今回公表されました提言では、まずは、令和5年度から3か年を休日の運動部活動の移行期間のめどとし、その後、進捗状況を検証しながらさらに進めていくというスケジュールが示され、加えて、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指すとしております。今回の提言を受けまして、関係省庁はそれらに沿った形で進めていくであろうと想定しますが、いまだ最終的に目指すゴールというところが明示されていないという状況もございます。

町といたしましては、将来的な地域クラブでの活動方針について、これは専門性をどこまで求めるか、生涯スポーツに親しめる機会とした持続可能な体制づくりがどのようにできるかなど、関係者など多くの意見を取り入れながら決定していくことになります。現時点では、まず中心となる関係団体との協議をスタートしたところです。令和5年度から移行期間が始まるとすれば、現在の小学校高学年の児童にも関係することになってきますので、地域移行のイメージを発信していくことも大切です。

繰り返しになりますが、国から方向性などが段階的に示されることになりますが、活動場所となるスポーツ団体との調整はもちろんのこと、主役である中学校の生徒や保護者の方々が戸惑いなくスムーズに対応できるよう、上富田町の実情に合った上富田モデル、このような実現に向けて、今後さらに議論を深めながらできるところから取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

ありがとうございます。

一つ前の質問も今の質問も出てきたのが上富田モデルという言葉と、上富田ならではの利点を生かしてというところがあったんですけども、本当にそのとおりだと思います。

す。これ私はこの問題は、単に部活動の今後の在り方を考える、これにとどまらずに、地域が一丸となって子供たちの健全な成長を見守り、チャレンジする子供たちにどこまで寄り添えるか町全体で改めて考える、これはチャンスやと捉えています。地域移行という大まかな枠組みです。地域というその言葉に自分も含まれるんだな、そう若い人がどれだけ思えるか、これも重要なこととおもっています。

先ほどイメージを発信していく、地域移行って一体将来どういう部活動が、町がどういう部活動の姿を描いているのか、イメージを共有していくことも大事ということをお聞きしましたが、本当にそういったことを続けていって、こっちはこっちで協議を関係機関が続けていって、いざというときにはその機運が高まっている、このような状況が理想やと思っています。私はお金とか責任等々の問題はもうその後やと考えています。

また、先ほど答弁にもありましたが、夏の正式な通知があつてそこからいよいよスタートしていくんだということがありました。これもお聞きしておりました。ただ、それを待たずに今回このタイミングで質問させていただいたのは、私たち1町1中学の町です。それでまたスポーツという分野において、周辺市町に先駆けて方針を打ち出していく必要が上富田町にはあるんじゃないかと考えたからです。

また、移行期間については、教育委員会の担当課におかれましては、保護者や上富田中学校との協議はもちろん、スポーツに関わる方々との協議もずっと続いていくわけです。これは専門性と何より経験が重要になってくる。人と人のつながりもそうです、重要になってくると考えています。

ぜひとも、子供たち、また学校や地域にとって最善の形で部活動の地域移行を見届けるまでは、変わらない体制で臨んでいただきたいと思います。これはあくまでも私の希望ですが、よろしく願いをいたしまして、併せて上富田町の部活動がこれからどうなっていくのか、しっかりと町の上富田モデルということを構築していただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終了します。

○議長（大石 哲雄）

答弁よろしいか。

○6 番（正垣 耕平）

今のは希望ですが、よろしいですか。

○議長（大石 哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議長のほうから答弁せよということですので、簡単に答弁させていただきます。

この中学校の部分については教育委員会の部局になってこようかと思っています。しかし

今正垣議員言われますように、地域移行全体を考えたときには、やはり今もう小学校、今後、３年生、４年生以上の部分についてはこの対象になってきます。その中で、今スポーツ少年団で活動している子供たち、この子供たちがもう中学校に入ったときは、この移行がもう既に始まっている状況になります。

その部分については、以前も正垣議員のほうから質問がありましたスポーツ観光等、それとスポーツの町かみとんだという観点から見れば、地域のスポーツ少年団を卒業した子供、ＳＥＡＣＡのほうから卒業した子供たちが一旦外部のほうへ出て、また地域へ帰ってきて、その子供たちを指導者として教えていく、そういう形も地域移行の中で、今後スポーツを始める子供たち、そして現在スポーツをしている子供たちにとっても、重要な課題になってこようかと思っております。

今後にしても、スポーツ少年団、また先ほど教育委員会のほうからも話がありましたが、指導者の確保も必要になってきますので、その部分については、現在行っている体育協会のほうにも協力をいただかなければいろんな指導もできないかと思っております。全体的に見れば、今後の対応についてはＳＥＡＣＡのほうと十分協力しながらやっていきたいと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○６番（正垣耕平）

せっかく最後の答弁いただきましたので、今のお聞きしましてそうやなというふうに、その話を前にしましたねということを思い出しました。

今町長言ってくださいました町でスポーツをやっていた子が帰ってこられて、指導者としてまた戻ってこられてという話は、この間のスポーツを取り巻く環境というところでも質問したところやと思います。

いろんなところでつながりって、スポーツを通じてのつながりってたくさん皆さん持たれている方私も知っておりますけれども、まずは土日を例えばですけれども、この間大阪のほうの学校ですけれども、サッカー部の顧問さんが土日の方にも専門的な方入っていただいて、平日はお仕事されていますので、平日は学校の教員の方にそのまま任せている。学校のもともとの監督さん、コーチ、指導されている方は、野球をされていた方ということで、サッカーについてはもう本当に知識もないし経験もない、その中で教えられることってほとんどないんですという中で、僕も心配していたこの土日だけ指導者が代わるとか、そういったことで大会とかもある中で、チーム編成とか子供たちってどうやって心がついていくのかなということを思っていましたけれども、その場合はか

も分かりませんが、何ら違和感ないということで聞いていました。むしろ土日にしっかり技術を学んで平日は放課後しっかりと汗を流していく。バランスを取りながらやっていくというようなそういった移行の期間を設けているところもありました。

なので、いきなり指導者が帰ってこられて、すぐ上富田中学校のチームになるのか学校単位になるのか分かりませんが、指導者さんがごそっと変わるというイメージ、これも思いがちやと思うんですけれども、まずは少しずつ、この土日だけこの方をお願いするという部分も、もちろん費用のこともありますので、なかなか指導者さんって3時ぐらいから6時ぐらいまでの毎日来てくれるかって言われたら、これからの問題やと思いますので、その辺もゆっくり考えながら、しっかりつながりを持って進めていただきたいなということをお願いいたしまして、質問を終了したいと思います。

○議長（大石哲雄）

これで、6番、正垣耕平君の質問を終わります。

10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時13分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

3番、平田美穂君。

平田君の質問は一括方式であります。

带状疱疹の予防についての質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

よろしくお願いをいたします。私のこの質問については、答えられる範囲で結構です。分からないところは、後で資料で説明していただければと思います。

質問に入ります。

带状疱疹の予防についてです。

高齢になりますと発症しやすい带状疱疹という病気があります。体の片方に痛みが続く赤い発疹ができ、小さな水膨れとなって帯状に広がっていく症状で、人によっては痛みの程度は違いますが、激しい痛みで日常生活に支障が生じたり、長年にわたって終わりの見えない痛みから鬱状態になる人もいっていると言われています。

この帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因で起こる病気です。水ぼうそうの多くは子供の頃にかかり、治った後もウイルスが消滅したわけではなく、背骨に近い神経に症状を出さない状態で潜んでおり、免疫力が低下したときウイルスが活動を再開すると言われていています。発症は50歳以上に多く80歳までに3人に1人が経験するそうです。

私も知り合いの女性が帯状疱疹にかかり、非常に強い痛みにより生活を送るのに大変苦労しているのを見てきました。また、医療機関の方に、コロナ禍によるストレスで帯状疱疹の患者様が増えているという話も伺いました。加齢による免疫力低下は避けられず、今後の高齢化を考えますと患者数の増加が予想され何らかの対策が必要です。

予防方法は大きく分けて二つあります。一つは、睡眠や休息をしっかりと取り、疲れやストレスをため込まないようにすること、もう一つは、ワクチン接種です。米国、カナダ、オーストラリアでは帯状疱疹ワクチンが推奨され費用補助も実施されています。帯状疱疹の発症率を減らしたというデータもございます。

しかし、現在上富田町では任意接種のため1万円以上の費用が必要となり、これが接種への大きなハードルの一つになっております。お隣の田辺市でも既にこのワクチンに助成を開始しております。高齢者のインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンなどと同じように、個人の経済的な負担が軽減されますし、ワクチン接種によって、日常生活に支障を及ぼす激しい痛みに苦しむ方を減らすことができます。

そこで、現時点で任意接種となっている帯状疱疹のワクチン接種費用の助成を行うべきと考えますが、どうでしょうか、見解をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

初めに、予防接種について少しご説明させていただきます。

予防接種には、予防接種法に基づき国が推奨し市町村が実施主体となって行う定期接種と、各自が希望し接種する任意接種があります。定期接種については、国の厚生科学審議会において、ワクチンの安全性、有効性、導入に当たり最適な対象年齢など様々な議論がなされた上で承認に至ります。

帯状疱疹ワクチンにつきましても、国の審議会において慎重な議論がなされている段階ではあります。議員のご説明にもありましたように、帯状疱疹は日本人成人の90%以上の方が原因となるウイルスを体内に潜伏しており、加齢、疲労、ストレスなどの免疫力低下により発症します。80歳までに3人に1人が発症し、帯状疱疹後、神経痛や

顔面神経麻痺などの重い合併症により日常生活に支障を来す方もおられます。これらをワクチンで予防していくことは重要であると考えます。

ご質問の带状疱疹ワクチン接種費用助成への町の見解ですが、町としましては、国においてワクチンの安全性等が確認でき定期接種導入時には実施することとなります。任意接種への助成につきましては、安全面等を含め慎重に考える必要があり、現段階では困難であると考えています。

今後は、国の動向及び近隣の助成状況も注視していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

3番、平田君。

○3番（平田美穂）

分かりやすい答弁ありがとうございました。

この带状疱疹後の神経痛は、日常生活に支障を及ぼす痛みが長く続く病気です。また、高齢になりますと体の痛みや心の痛みが大変つらく悲しいものです。

1日も早い何らかの検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

これで、3番、平田美穂君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

8番、中井照恵君。

中井君の質問は一問一答方式であります。

まず、健康を守るワクチン接種についての質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

8番、中井です。通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。
まず最初の質問は、健康を守るワクチン接種について、幾つかに分けて質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、子宮頸がんワクチンの推進についてです。

子宮頸がんワクチンはHPVワクチンとも言われていますが、ここでは子宮頸がんワクチンと表現をさせていただきます。

今年4月1日より厚生労働省は、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を再開しました。平成25年4月、このワクチンが一旦は定期接種化されたものの、直後に副反応として全身の痛みなどの報告を受け、2か月後には積極的勧奨が差し控えられました。その後、専門家会議において、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、

接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、今年４月の積極的勧奨が再開されました。

そこで、お聞きします。

上富田町での近年の子宮頸がんワクチン接種についてですが、このワクチン接種が定期接種となった直後の接種率と積極的勧奨が控えられていた数年間のワクチン接種の状況はどうだったのでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

初めに、子宮頸がんワクチン接種の経過についてご説明いたします。

このワクチンの対象者は小学校６年生から高校１年生の女性となり、子宮頸がんワクチン等ワクチン接種緊急促進事業と定期接種の二つの公費接種事業にて実施してきました。

まず、緊急促進事業については、平成２２年１１月２６日から平成２４年までの約３年間、国の事業として、任意接種ではございますが公費負担での接種を行いました。

次に、定期接種については、緊急促進事業終了後、平成２５年４月１日より実施となりましたが、開始２か月後に積極的勧奨が差し控えとなり、９年間にわたり国の厚生科学審議会にて安全性などの審議がなされ、令和４年度より積極的勧奨が再開されました。

ご質問の平成２５年度、定期接種となった直後の接種率ですが、転出入等により若干人数に変動はございますが、対象者は約２００人、接種者は１８人で、約９％の方が接種を開始されております。

また、接種勧奨が控えられていた約９年間の接種状況につきましては、こちらも転出入により若干人数の変動はございますが、対象者は約７８５名、接種者２５名で約３．２％の方が接種されておられます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○８番（中井照恵）

ご答弁ありがとうございました。

過去の子宮頸がんワクチンの接種状況についてお聞きをしました。積極的な接種勧奨が差し控えられていた９年間の間にも、少人数ではありますが、ご本人の希望により任意での接種を受けられている方もいらっしゃったということですが、国の積極的勧奨が

再開された今、行政としてしっかりとこの子宮頸がんのワクチンの有効性について、対象となる子供たちやその保護者の方々への周知に力を入れるべきと考えます。ワクチン接種のメリット、デメリットをしっかりと周知し、正しい情報を見極めた上で、接種をするかしないかを考えていくことが大切です。

先月5月31日に開かれました厚生建設常任委員会では、保健センターのほうから、対象者に向け個別に接種の案内が送付されているとお聞きしています。定期接種の主な対象者は、今もお答えいただきましたように、小学校6年生から高校1年生ということですが、積極的勧奨を差し控えていた間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの方々7学年に対しましても、キャッチアップ接種の実施を行うとの説明を受けています。これは5月号の町の広報誌にも載っていました。

そこで、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開を受け、今後の対応についてお聞きします。

接種対象になるご本人と家族でこのワクチンの接種について考えることが大切なのは言うまでもないことですが、定期接種が受けられる小学校6年生からのどこかの時期において、学校でも子宮頸がんという病気のことや、ワクチン接種によって感染予防が可能ながんであることなどを学習する機会をつくっていくことも大切ではないかと思えます。

町の見解をお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

子供の頃からがんについての正しい知識を伝えることが大切だと考え、中学校では、病気予防の観点より、子宮頸がんの特化した内容ではございませんが、がん教育を保健体育の授業で、また小学校でも保健の授業時にたばこの害などとがんとを関連づけた授業を行っております。

がんをむやみに怖がったり誤解や偏見をなくすために、子供たちへのがん教育、特にご質問にあります子宮頸がんについては、早い時期に学習することが大切だと考えております。子供たちにがんについて知ってもらうことで、家族や周囲の人たちと意識変化にもつながると考えておりますので、引き続き、関係機関と連携を図りながら、学校現場での取組を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○ 8 番（中井照恵）

ありがとうございます。子宮頸がん対策は、ワクチン接種と定期的な婦人科検診の二重の取組が大切であります。今後このワクチン接種の効果が出て、子宮頸がんにかかる女性が1人でも少なくなっていくことを期待したいと思います。

2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、带状疱疹ワクチンの接種費用助成の取組についてです。先ほどの平田議員の質問とも重なりますが、よろしくお願いいたします。

先ほどもご説明があったんですけれども、日本人の90%以上が带状疱疹を発症する可能性があって、50代から発症率が上がり80歳までには約3人に1人が発症すると言われています。痛みが三、四週間続くということも先ほどのご説明にもありました。日常生活に支障が出る方も少なくはありません。

そして、最近この带状疱疹が大変発症される方が増えているという記事を私も目にしております。その背景の一つに、水ぼうそうをめぐる環境の変化もあると考えられているようです。平成26年に水痘ワクチンが乳幼児の定期接種となったため、最近では子供の水ぼうそうが減少しています。以前は水ぼうそうにかかった子供と接することで、大人も免疫を活性化できるブースター効果を得られることができていたものが、その機会が減ったことにより、带状疱疹を発症される方が増えているとの考え方もあるようです。

また、国内では公式の統計は出ていないですが、先ほど平田議員の質問の中にもありました新型コロナウイルスの流行でのコロナ感染による免疫細胞のダメージ、ワクチン接種によって免疫が一時的に落ちる、そして、コロナ禍の心理的ストレスによって免疫力が落ちるといったことが、带状疱疹の発症が増加している原因につながっているのではとされています。

高齢者の方々にとっては、コロナに感染することが怖くてコロナワクチンを接種するにもかかわらず、その代わりに带状疱疹という違う面での体調不良を引き起こすリスクが高まっている。コロナ禍の影響というものがこういった面にも現れているのだと感じます。

自分の体調管理は自分自身で注意していくことはもちろんではありますが、その個人の頑張りを後押しできるのがワクチン接種です。何といても、予防への第一歩を踏み出しやすくする取組がとても重要だと考えます。带状疱疹ワクチンは任意接種であり、高額な接種費用は特に年金暮らしの方々にとって大きな壁であります。住民の方々からも助成金を出してもらえないかとの声が上がっています。

年金暮らしの方への带状疱疹ワクチンの助成に取り組むべきと考えますが、町としての見解をお聞きします。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

先ほどの平田議員さんの答弁と同様になりますが、定期接種導入時には町としても実施いたしますが、任意接種への助成につきましては、現段階では困難と考えております。

今後は、国の動向及び近隣の助成状況も注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

町の見解をお聞きいたしました。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

以前にも質問をさせていただきましたおたふく風邪ワクチンの助成についてお聞きをいたします。

おたふく風邪は、かかった後に合併症を引き起こすこともあります。その合併症の中でも特に、一度発症するとほとんどの場合で治療が難しいムンプス難聴には、大変に注意が必要です。片耳だけでなく両耳が聞こえなくなる可能性があるからです。言葉をしっかりと覚える前の小さな子供の時期に耳が聞こえなくなると、その後の人生に非常に大きな影響が出ることになります。

以前、このワクチンも定期接種とされていた時期がありましたが、ワクチンによる無菌性髄膜炎が問題となったために、1993年には定期接種が中止されました。以来、このおたふく風邪ワクチンは定期接種には戻っていない状況です。

以前、このワクチンに対しての助成の必要性を訴えてきましたが、そのときは、町の財政状況により費用の助成が難しいとのお答えでした。共働き家庭も増え、乳幼児期からの保育所の入所希望者も多い時代です。感染力が非常に強いと言われているおたふく風邪は、集団生活では特に流行しやすい病気の一つですし、1人でも多くのお子さんが接種していれば集団感染も避けられます。

財政状況のこともありますが、それよりもワクチン接種の助成は自費での接種の後押しにつながると考えますが、町のお考えをお聞きします。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

おたふく風邪ワクチンについても、帯状疱疹ワクチン同様、現在任意接種となっております。議員のご説明にもありましたが、おたふく風邪ワクチンについては1989年に麻疹、風疹、おたふく風邪の3種類混合ワクチンとして定期接種に導入されていきました。しかし、ワクチン接種による無菌性髄膜炎が問題となり1993年に中止となっております。その後、麻疹風疹混合ワクチンは定期接種、おたふく風邪ワクチンは単独で任意接種として実施されております。その後、数年間、国の厚生科学審議会にて定期接種化に向けて安全性などの審議を重ねておりますが、いまだ定期接種化に至らない状況です。

議員のご質問にもありましたとおり、ワクチン接種にておたふく風邪の罹患者を減らし合併症を予防していくことも重要であるとは考えております。ご質問のワクチンへの助成についてですが、町としましては、おたふく風邪ワクチンは国の審議会でも長期にわたり審議をされておりますが、いまだに認められていないところも勘案し、費用助成についても慎重に判断していく必要があると考えます。

先ほどの帯状疱疹ワクチンと同様のお答えになりますが、任意接種への助成につきましては、現段階では困難と考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

町のお考えをお聞きました。

おたふく風邪は学校保健安全法で第2種の学校感染症に上げられ、耳下腺の腫れが消失するまで学校などへの出席を停止するように定められていました。出席停止については、平成24年には耳下腺の腫れが発見されてから5日を経過し、なおかつ全身状態が良好になるまでと改正されています。そのため、社会経済的影響には、治療に必要な医療費のほかに家族が看護や付添いで仕事を休むことによる負担、つまり生産性損失が考えられます。

厚生労働省のおたふくかぜワクチン作業チーム報告書によりますと、治療に必要な医療費のうち、外来診療費は平成16年から18年に人口10万人の某地方都市で行われた質問紙調査から、1人平均1万477円であったとの結果が出ています。これは通院の場合だけで、入院になると1人平均20万円以上必要になるとのデータがあります。

上富田町では、中学３年生まで医療費が無償化になり、個人の家計だけを見れば、おたふく風邪にかかったとしても中学３年生までは無料で診察を受けることができます。しかし、その治療費の負担は町の財政に影響してきます。

和歌山県内で助成を行っている自治体では、２，０００円から４，０００円の間で費用の助成が行われていますが、上富田町でも費用対効果の面からこの助成を前向きに考えるべきと考えます。

この点について町長はどのようにお考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

ワクチン接種等治療費についての費用対効果についてですが、疾病にかかることによる費用は、治療費だけでなく、おたふく風邪であれば子供がかかることによる家庭の看護や、付添いで仕事や家事を休むことによる負担も考えられます。帯状疱疹も疾患にかかることにより仕事や家事を休まざるを得ないこともあり、また合併症などを起こすことにより、治療が長引くことによる費用負担の増大も考えられます。

このように、疾病にかかることにより、治療費のみならず家族看護費用、疾病にかかった間の休職の費用なども負担も増えます。ワクチン接種をし疾病の発症予防をすることにより、様々な費用負担を抑える効果はあると考えますが、任意接種でとなると、ワクチン接種については国より安全性を認められることが最も重要と考えます。

現段階での助成は厳しいと考えていますが、今後は国の動向及び近隣の助成状況も注視していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○８番（中井照恵）

ご答弁ありがとうございました。

本当に費用対効果というところだけを見ると、やっぱり助成をしたほうがすごく町のためにもいいのかなというところはあるんですが、安全面というところを慎重に検討されているというところも分かります。

このおたふく風邪ワクチンについてもいろいろ検討されていて、今後定期接種化に向けての活動というのも国のほうでも頑張っていると思うんですけども、本当にこのムンプス難聴を一つ取り上げるとすれば、難聴というこのことを調べますと、

やはり一回難聴になるとなかなかもう予後が悪くて回復しにくいというところがございますので、本当に治療して、かかって治療して治るものであれば、接種せずに自然にかかるというところもいいのかなと思うんですけども、やはり1回聴力を失ってしまうと、その後やっぱり何十年にもわたって子供さんが苦勞をされる人生になるというところを考えますと、やはり定期接種を待つまでの間に、任意接種の間にも補助金をやっぱりつくるべきというふうに私個人は思っておりますので、それを述べさせていただきます、この健康を守るワクチン接種についての質問を終わりたいと思います。

○議長（大石哲雄）

健康を守るワクチン接種についての質問終了でよろしいですか。

○8番（中井照恵）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、ごみの問題とリサイクル拠点についての質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

それでは、ごみ問題とリサイクルについての問題に質問に入ります。

令和3年3月末に上・大・中クリーンセンターが閉鎖になりました。昨年4月からは田辺市への可燃ごみの搬入が始まり、7月からは紀南広域最終処分場への埋立てごみの搬入も開始されました。昨年は、上富田町のごみ処理の歴史が大きな節目を迎えたそんな年になりました。

以前から私も、ごみ問題についての質問を何回かさせていただきました。上富田町でもごみの分別が進んでいますが、昨年12月に質問させていただいたときには、不燃物のごみの分別不良がかなり減っているというふうにお聞きしました。分別不良とは、例えばプラスチックのごみの中に埋立てごみが混じっていたり、その反対に、埋立てごみにプラスチックごみが混じっていたりといったことになりますが、住民の方々の中にも、少しずつではありますが、分別の大切さが浸透してきているのではないかと思います。

それではまず初めに、上富田町のごみ袋についてお聞きします。

町では燃えるごみの袋以外は、一つの大きいサイズしかごみ袋を購入することができません。小さなサイズの袋が必要ではないかとの住民の方々からの声を受け、以前にも質問をさせていただきましたときには、作成のコストやランニングコストのこともあるので研究していきますとのお答えでした。

その後、研究の経過はどのようになっていますでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いします。ご質問にお答えいたします。

まず初めに、今後のごみ処理の方針なんですけれども、県の方針に基づき、田辺周辺広域市町村圏組合等でごみの処理の広域化の計画が一応立てられております。それを踏まえて、平成27年度、上富田町においてはごみ袋の種類を増やした経過がございます。その際ごみ袋の値段について研究がなされており、ごみ処理に係る費用負担について一定負担を住民にも求めてございます。これは受益者負担という考えもありますし、ごみの処理に対して住民に意識を持っていただくということも含めて、こういった大きな改定がなされている経過がございます。

当町のごみ処理につきましては、先ほど議員おっしゃいました令和3年度から大きく変更されてございます。まず、可燃ごみにつきましては、上・大・中クリーンセンターの閉鎖に伴い、令和3年4月以降田辺市ごみ処理場へ、また埋立てごみにつきましては、岩田地区にありました方鹿最終処分場での受入れの搬入も、令和3年7月以降は田辺市稲成町にあります紀南広域廃棄物最終処分場、紀南の10か市町村で運営されている処分場になります。そこへ搬入されることとなってございます。

各施設の廃止に伴い、粗大ごみ等の直接受入れにつきましては、終了しました方鹿最終処分場へ仮置場として上富田町粗大ごみストックヤード、これを設置、職員3名を配置し対応しているところでございます。また、上大中クリーンセンター操業時には受入れができておりました民間企業から出る多量の書類等の可燃性事業系一般廃棄物、これにつきましては、今開始されております上富田町の粗大ごみストックヤードの受入れ量に制限があるため、令和2年11月頃に大量にそういったごみが出る事業所をリストアップしまして、搬入量を調整していただくか、または自社にて古紙業者等へ回していただくように各企業様にお願いを行った経過もございます。

このほか、紀南広域廃棄物最終処分場での埋立てごみの受入れにつきましては、各種ごみの受入れの大きさに制限がございます。町としましては、その制限に合うような形でごみを破碎処理をする必要性が出てきてございます。また、田辺市ごみ処理場への可燃ごみの受入れに対しましても、収集運搬業許可業者の車両や人員構成につきましても大きく変更したところでございます。こういったごみ処理量やごみ処理費用が大きく変わった年でございます。変わる年でございます。令和3年度につきましては。

満年度化した状況ではございません。途中から埋立てごみ処理の費用もかかったのが7月以降と、4月から6月につきましては元の方鹿最終処分場で埋立て処理を行っていた。ですので12分の9、これを単純に1か月に割り戻して1年度化したらいיןやとか、そういったところも含めて考える可能性を考えていかなければならないとは考えて

おるんですけれども、実態としてごみの処分方法につきましても現在問合せがございます。もう最終処分場終わったん違うん。もうどっかへほっていいんですかとかそういった問合せもございます。そういったことが安定するには、やっぱりある一定の期間が必要と町としても考えてございます。

町としましては、こういったごみ処理の流れが大きく変わったことを鑑みまして、ごみ処理量が満年度化し安定したごみ量を把握するためには、一定の期間を要するものと考えてございます。

ごみ袋の小の作成については、必要性は町としても感じてございます。ただし先ほど申し上げました値段設定と受益者負担の一定の割合等を把握するためには、満年度化した一定した経費の把握が必要と考えており、少なくとも満年度化される令和4年度の決算状況を把握できる令和5年度以降で、町としまして研究していきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

まだ約1年ちょっとしかたっていないごみ処理の変化といいますか、そういうことがありましたので、まだまだやっぱり安定していないそういったお答えでありました。町のほうでも小さいサイズのごみ袋の必要性というところを感じていただいているというご答弁でもありましたので、安定したそういう分析ができるまで待つていくことが重要なのかなというふうにも感じました。

引き続き、実現に向けての研究をよろしくお願いいたします。

それでは次に、段ボールの拠点回収についてお聞きします。

昨年12月の一般質問で雑紙の回収についてお聞きをしました。回収方法については、子供たちにも参加してもらいやすくするように、学校でも回収できるようにならないか等の提案をさせていただきました。今後、学校とも相談しながら進めていきたいよとのご答弁であり、まだまだこれからいろいろな議論も必要だとは考えております。

町が発行しているごみカレンダーには、資源類拠点回収についてのページがあります。全体では町内16か所の施設が拠点とされています。その中で古紙の拠点回収は10か所ありますが、その中には1か月に1回だけのエコスタイルの回収も含まれます。エコスタイルの拠点回収も大変ありがたい取組です。しかし、エコスタイル回収日は一月に1回であり、時間も午前8時から9時頃という短い間に持つていくことになりますので、利用できる方にも限りが出てくるのではないかと思います。

また、上富田町内の古紙回収拠点は、このエコスタイルの回収を除くと町内6施設と

なり、その回収拠点の多くは施設の開いている時間帯、主に平日の朝8時頃から夕方4時や4時半くらいまでしか開いていないところが多いのではないのでしょうか。唯一、南紀の台では朝9時から5時まで拠点に持っていけることになっていますが、市ノ瀬や岡、岩田にお住まいの方が、わざわざ南紀の台まで段ボールをリサイクル資源として持っていくのも、なかなかついでがないと難しいのではないかと考えます。つまり、上富田町では、平日フルタイムで働いている方が段ボールをリサイクルに出したくても、出しにくいといった状況があると思うのです。

働いている方でもリサイクルに出しやすい環境づくりができないものかと考えますが、町の見解はどうでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

お答えします。

各回収事業を開始した目的としまして、周辺市町村の圏域での先ほども申し上げましたごみの広域化に向けたごみの分別、これを住民段階においてしっかりと分別していただくという目的がございます。家庭からごみを出す段階でしっかりと分別をするという意識を高める目的において、地域住民の協力また連携を図りながら回収事業を進めてきているのが実情でございます。

各回収事業につきましては、大きく分けて二つあります。一つは、町内会と地域で自主運営していただいている拠点回収と小学校における体験教育活動の一環として実施する拠点回収でございます。小学校での拠点回収におきましては、上富田町資源ごみ集団回収奨励交付要綱に基づき、小学校の活動協力を得ることにより回収した古紙のごみ量に応じ、1キログラム当たり2円の奨励金を交付させていただいております。

参考までに、令和2年度の決算状況におきまして、町内各小学校で古紙回収量につきましては、合計で26万5,180キロ回収されてございます。奨励金としましては掛ける2円でございますので53万360円が交付されてございます。

また、エコスタイル事業につきましては、さわやか上富田協働推進事業の取組の中で、上富田町連合婦人会様が実施主体となり始まったのが起源で、現在は運営されている方々の少人数化でありまた高齢化も進む中、自主運営も厳しくなっている地域もあるとお伺いしてございます。

以上のように、できる限り地域の力を活用したボランティア的な活動であるため、中井議員の言われる時間帯の運用につきましては、管理運営していただいている地域の方や各団体小学校等の意のするところもございますので、交渉はしますけれども、時間帯

の延長等につきましては運営主体があくまでありますので、そういったところ辺をご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

段ボールの拠点回収についてお聞きしました。本当に地域力が衰退してきているということもあって、やっぱりそのエコスタイル事業の今もおっしゃられましたように、少人数化、高齢化、これは婦人会の少人数化、高齢化ということにもつながってくるんだと思うんですけれども、そういった地域の課題というものが感じられるご答弁でございました。

段ボールの拠点回収について、各小学校における古紙の回収についてですが、一定の成果というものが見えてくる数字が分かりました。今後も拠点、古紙を回収することによって、学校へのそういう交付金というものが増えていくということにつながるのであれば、本当にやりがいのある回収事業ではないかというふうに感じました。

すみません、それでは、先ほどお聞きしましたこの段ボールの拠点回収についての再質問ということになるのですが、場所的な問題、今もお答えいただいた部分もあるんですけれども、場所的な問題と時間的な問題、交渉するよというふうなことも今おっしゃっていただいたんですけれども、できれば土日に役場庁舎の駐車場とかで段ボール回収拠点ができれば住民の方の利便性も高まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

お答えいたします。

現在役場の管理する拠点回収において、役場の西側の自転車小屋のところに資源回収を行ってございます。この一角で回収されるごみにつきましては資源ごみでございます。一応、空き缶、アルミ、スチールに分けてください。今はその色の分別はしてございませんが、瓶、あと乾電池、これにつきましては24時間オープンでやってございます。ただ、長期間の休日については管理の問題もございます。お正月であるとかちょっと連休であるとか、満杯にすぐなりますんで、そういったところ辺につきましては閉鎖をする場合もございます。閉鎖するときは閉鎖しますと書いていますんで、ちょっとご理解いただきたいと思います。

ここで、まず問題になってくることが運営上ございまして、無人であるということです。誰もいない。夜でも開いている。何でも放り込める。そういったモラル的な

問題がございまして、例を挙げますと、中身の入った瓶、要はオイルサーディンとかそういうグチャグチャしたようなものもそのまま放られてあったりとか、あと家電製品。本人は多分分別して、ここやったら回収してくれるかなと出してくれていると思うんですけども、それは一般家庭からごみ袋に入れて出せるものなんで、あそこでは回収物の中には含めてごさいません。先ほど申し上げました空き缶、スチール系、アルミ系、瓶、乾電池のみなんですけれども、そういったことであるとか、段ボールも先日は大量に入れていただいて、放るところないからそこに放ってもええかなとかそういうことになってくる。食べ物の残渣、生ごみ等何でも投入できる状況でございます。ですから24時間オープンというのも今ちょっと考えんなんのかなというふうに。対策につきましては一応看板を設置し、何かあったらちょっと警察へ言いますよとか、例えば何ていうんですか、カメラですけれども設置もしてございます。

そういった対策を講じる中、なかなか改善が見出せる状況ではごさいません。担当職員が勤務日の朝、毎朝確認し整理を行ってございます。こんなもん放ったらあかんのですよと、ちょっと知っていて前へ放られてあったごみを置いてしても、なかなか一時的には改善はするんですけども、そういった問題がございます。

また、こういった実態をなくすためには、段ボールや古紙以外の資源ごみについては、家庭ごみの一般収集のほうについては行われてございますので、拠点回収にこだわる必要性もないのかなというふうにも考えるようにもちょっと思います。ただ、やっぱり分別して、努力したらごみ袋の枚数も減るから、拠点回収へ入れたらただやからとか、やっぱりごみに対する意識としては、拠点回収は必要性はあるかなというふうに思います。基本的にはもうその利用者のモラルの問題であります、無人であるとそういった状況になりやすいということが問題として起こってございます。

お金を出して管理運営を受けていただける民間業者や団体があれば、土日や受付時間の調整も可能とは考えますが、先ほど申し上げましたごみ分別の意識づけという目的から、地域で協力していただいて現在上富田町のほうは取り組んでいるということを踏まえ、この地域力を活用する中で、今後研究課題としていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

本当に職員の皆様、職員の方の労力、本当に努力というところには私も頭が下がる思いでいっぱいです。本当にリサイクル活動にしても、必ずそこには何らかの費用と労力というものが要なんだなということをお話を伺いながら感じました。

本当にリサイクル活動を高めていくと、費用と労力がそれに比例してどんどんどんどん上がっていくところの何ていうか難しさ、課題、矛盾点といいますか、そういうところが本当に日本全体の問題でもあると思うんですけれども、私たちは本当に上富田町の住民ですので、上富田町の中で何が本当に一番住民さんにとっても、地球環境をよくするためのリサイクル活動としても、何が一番上富田町に合うてあるのかなというところも模索しながら、今後もまた考えていかなければいけないというふうに、今のご答弁で感じたところであります。これからも本当にいろんなご苦労もあると思うんですけれども、こういった点で住民の方の利便性、そして職員の方の労力といいますか、そういうどこから労力をそれをまた集めてくるのかという課題を、また一緒に考えていかなければならないなというふうにも感じました。

本当にいろんなごみの問題というのは、これからももう本当に多々あると思うんですけれども、また次の質問にもつなげていきたいと思しますので、本日は研究もされているというところでご答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

最後答弁よろしいか。

○8番（中井照恵）

はい。ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

これで、8番、中井照恵君の質問を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

9番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式であります。

まず、指定ごみ袋の値下げ等についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。物価が高騰する中、年金が0.4%削減され高齢者の生活は大変となっています。住民の立場から質問します。よろしくお願いいたします。

ゆっくりと話すように努力しますので、答弁のほうもゆっくりお答えいただくようお願いいたします。

上富田町のごみの回収は指定袋による回収です。町民誰もがこの指定袋を購入しないとごみは処分できません。ある指定ごみ袋を販売している方が、わしらスポーツセンター使うことないし、スポーツセンターの電光掲示板化や大改修に費用を使うなら、ごみ袋を10円でも安くしてほしいわ。そう思ってごみ袋を買いにくる町民は多いと話していました。

この声は一理あります。なぜなら、指定ごみ袋はみんなが使うもので数多く使うものだからです。近隣市町村では、所得が低い人のことも考えて金額をできるだけ低く抑えています。私は住民にアンケートを配布し約220通の返信がありました。その中で最も要望が多かったのがごみ袋の値下げで、半数近くの方が引下げを希望されていました。

近隣市町村のごみ袋の金額を比較したいと思います。ただし、白浜町は可燃物以外は袋によらない回収を無料で行っているの、袋はありません。

上富田町のごみ袋は大45リットル10袋入りで460円です。白浜町は大45リットル10袋が320円、すさみ町は330円、田辺市は大が50リットルで440円なのですが、45リットルに換算すると396円です。上富田町は白浜町、すさみ町より130円から140円も高いです。

小30リットル10袋では、上富田町は310円、白浜町は210円、すさみ町、田辺市は220円です。上富田町は90円から100円も高くほぼ1.5倍近い値段です。

可燃ごみ特小の15リットル10袋では、白浜町が160円、すさみ町が165円、田辺市は110円、上富田町はありません。

上富田町では、年間に指定ごみ袋はどれだけ使われていますか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

お答えします。

販売ベースではございますが、大小袋合わせて、令和元年度は約97万枚、令和2年度は98万枚、令和3年度になりますけれども101万枚販売してございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

約年間 1 0 0 万枚使用しているということです。

指定ごみ袋の値段は全ての住民が使う公共料金のようなものです。価格を低く抑えている近隣市町村に合わせるべきです。

水道料で見ると、すさみ町、田辺市、上富田町の料金はほぼ一緒です。みんなが使うものはできるだけ料金を抑えているので、近隣市町村を調べると同じような金額になっています。上富田町の指定ごみ袋代を大きさに合わせて、1 枚 9 円から 1 3 円引き下げれば近隣市町村並みとなります。約 1, 0 0 0 万円あれば実現できます。財政から投入すべきです。

また、上富田町はリサイクルを図るために、田辺市同様 4 部門の分別回収を徹底するために努力しています。粗大ごみ等も、資源に使えるものを外すなどして再利用を進め、自然環境を守るために取り組んでいます。

ふるさと納税には自然環境の保全に資する事業に使ってほしいと、令和元年度は 3 2 0 万円だったものが、令和 2 年度には 6, 2 8 3 万 9, 0 0 0 円に増え、さらに令和 3 年度には 8, 2 1 1 万 7, 0 0 0 円に増えています。環境問題に対する国民の意識が高まっていることから増える傾向にあります。活用は返礼品で使った以外は、令和 3 年度に 5 0 万円動物の死骸処理車両購入のみで全く使っておらず、約 1 億 2, 4 7 0 万円基金にたまっています。

上富田町はリサイクルを進めるために取り組み費用も使っています。自然環境の保全に資する事業のふるさと納税を使うことも視野に入れ、財政から 1, 0 0 0 万円予算に繰り入れ、近隣市町村並みの価格にすべきではないですか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

お答えします。

まず、ごみ袋の価格の設定につきまして、平成 2 7 年度に不燃ごみをプラスチックごみ、資源ごみ、埋立てごみと分類するに当たって、当時のごみ処分に係る費用を考慮した上で、作成にかかる原価及び販売手数料を上乗せして価格を設定しております。その後は消費税上昇に伴う価格への転嫁はございましたが、作成費、原材料費の上昇価格に反映はさせてございません。

おのこの市町でごみ処理にかかる費用に差はございます。ごみ袋購入のためお支払いいただいている費用につきましては、収集処分費の一部に充てております。ごみ袋を有料で販売するということは、財政負担を軽減するというだけでなく、ごみ処理に

は費用がかかることを認識していただき、分別意識を高めごみとして排出される量を抑制する狙いがございます。ごみを出される方には、量に応じてそれなりの負担をお願いしているところでございます。

また、財政面の考えとしまして、ごみ袋の価格にはごみ処理にかかる費用の一部を負担してもらっているものになりますので、ごみ処理につきましては、例えば埋立てごみなどは際限なく処理できるものではなく、今後もどのようにごみを減らしていくかといった大きな課題がございます。住民の皆様にも、ごみ処理にかかるコストや処理場の問題を意識していただき、減量化に努めていただきたいところでもございますので、ある一定の負担はしていただくべきだと考えております。

ただ、価格に関しましては、今後のごみ処理のコストの問題も踏まえ、近隣自治体の状況を勘案し研究していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

答弁で、価格に関しては近隣自治体の状況を勘案し検討していきたいということですので、前向きに検討していただけると解してよろしいですか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

価格に関しましては、ごみ処理の費用を勘案しながら近隣の市町村に合わせて研究していきたいと思っております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ありがとうございます。

先ほどの答弁で疑問に思うことがあるので伺います。

ごみ袋を有料で販売するということは、財政負担を低減するというだけでなく、ごみ処理には費用がかかることを認識していただき、分別意識を高めごみとして排出される量を抑制する狙いもありますと答えられました。分別してごみを減らすという意識の高まりは、ごみ袋の価格が高いからという問題からではなく、異常気象などの環境問題に対する危機意識からくるものです。

国連と世界気象機関により、1988年に国連気候変動に関する政府間パネル、I P

ＣＣが設立されました。このＩＰＣＣは、２，５００人以上の科学者の気候変動に関する研究成果をまとめて、問題解決に必要な政策を示しています。ＩＰＣＣは２００７年の第４次評価報告書で、気候システムの温暖化には疑う余地がないとした上で、二酸化炭素の増加は、主に人間による化石燃料の使用が原因である可能性が９０％以上としました。また、２０１３年の５次評価報告では９５％以上で極めて高いとしました。２０２１年８月第６次評価報告ではさらに踏み込んで、人間の影響が温暖化させてきたことにはもはや疑う余地はないと明記しました。

２００８年のＣＯＰ１５、２００９年のＣＯＰ１６、２０１５年のＣＯＰ２１、パリ協定でも議論になり、国際的にも気候変動の実態、原因、影響、対策についての解明が進み、マスコミでも大きく取り上げられてきました。世界でも日本でも豪雨、洪水、干ばつ、山火事など異常気象とそれによる被害が多発しています。生態系、農業への影響も出ています。

世界的な大問題であることを住民も身近な被害でそのことを感じ、二酸化炭素を減らすために分別や削減に取り組まないといけないという意識が高まってきたからです。国も政策として取り組み、町もリサイクル等に努力してきたことと、ボランティアで資源類拠点回収を行ってくれている方々の協力もあり、ごみは削減されているのです。

ごみ袋を有料で販売することは、ごみ処理に費用がかかることを認識し分別意識を高め、ごみとして排出量を抑制されると答弁されていますが、一定の負担は近隣市町村でもしています。その負担価格が上富田町だけ高いというのが問題なのです。

上富田町の可燃ごみ小１枚３２円が近隣市町村並みの約２２円に下がることで、ごみ削減や分別意識が下がるのでしょうか。統計的な根拠があるのでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

削減については現在検討しているところでございます。

ただ令和３年度より上富田町では広域ごみ処理の方法が大きく変わりましたので、ごみ量やごみ処理量が大きく変わる可能性がございます。ごみ処理量が満年度化し安定したごみ量を把握するためには一定の期間がございますので、少なくとも令和４年度の決算状況を把握し、令和５年度以降においては研究成果が出ると思いますので、その際には価格改定の考えもあると思いますので、研究してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

今価格が高いから分別回収とか削減が進むということは、統計的な根拠では示されませんでした。ごみの削減は住民への理解をさらに広げリサイクルすることです。価格は誰も使う公共料金のようなものなので、近隣市町村のように抑えるべきです。

そのことを申し上げて、次に移ります。

次に、住民から田辺市、白浜町、すさみ町のように可燃ごみに特小15リットルを作ってほしいと言われています。特に夏場になると、生ごみが傷み異臭を出すので衛生的にも必要だという声があります。また、独り暮らしの若者や高齢者は30リットルまでたまらず出すことになるので、小さな物が必要だという声もあります。

白浜町も2万枚と数は少ないが、必要な季節や独り暮らしの方のことも考えて作っていると言われています。ごみが少ないのに大きなごみ袋に入れて焼却するのは、二酸化炭素を余計に増やすことにもなります。上富田町でも作るべきではないですか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

お答えします。

貴重な意見ありがとうございます。ニーズに合わせた導入に向けて研究検討してまいります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

特小のごみ袋についての質問なのですが。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

すみません、お答えします。

大きい分の単価が高いため、生ごみの水切りや分別等ごみかさを減らす努力をしながら、ごみ出しの対応をしていただいていることを感謝しております。住民の生活様式に合わせて、上富田町にもいろいろなサイズのごみ袋を作ってほしいとのご意見をいただいております。

ただ、小さなごみ袋で都度ごみを出される習慣になると、家庭から排出されるごみ量の増加が見込まれます。それに伴う収集量の増加と処分費の増加も見込まれますので、

ごみの種類により必要とされるごみ袋の枚数をサイズに合わせて大きく違いがございますので、今後の導入に向け研究検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ごみの量が増えると答弁されましたが、小さなごみ袋で出せば回数は増えますがごみの量は増えないと思います。白浜町、すさみ町、田辺市に特小はあり使われているのは事実です。入れる量が半分でも料金は半分ではなく、30リットルの小に比べ50円程度安いだけですが、それでも必要とする住民がいるのです。上富田町民だけが使わないということは考えられません。

夏臭くて不衛生でも30リットルになるまで置いておくべきというお考えでしょうか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

臭くなるまで置いておくという意見に関しましては、すみません、先ほどの生ごみの水切りや多大な努力を住民さんがしていただいているということも聞いております。ありがとうございます。

袋のサイズでよろしいですか、小さいサイズの件でよろしいですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（大石哲雄）

再開します。

町長、答弁願います。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

先ほど答弁させてもらいましたように、町としましても小さい袋を作ってほしいという住民さんからの意見がございますので、今後は検討してまいりますのでご理解いただ

きたいと思います。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

小さい袋でそれいっぱいになるごみを燃やしたほうが、より要らないごみ袋を燃やすということにはならないと思いますんで、ぜひ今町長も検討するということを言われたので、やっぱりそのほうが環境にも悪くないと思いますので、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

私は、質問まだ追加するつもりやったんですが、今町長から答弁あったのであれなんですが、住民の声が本当にあるのかをやっぱり確かめるとしたら、実験的にやっぱり行うことが必要ではないのかなと思うんです。実験的に行うということは、足らなくなる場合もありますよということを住民に告知して、白浜町の2万枚のたとえ5分の1でも6分の1でも、400セット、300セットでもいいので作って、やっぱり検証してみるとことが大切ではないのかなというふうに思うんです。そうすれば、本当に住民は使わないのか分かると思うんです。必要としている住民にやっぱり寄り添う姿勢が、やっぱり町政には求められると思うんです。

ですから、そういう実験的に使ってみるということもぜひ検討していただきたいと思うんですが、町長、答弁されたのでいかがですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

吉本議員言われますように、実際僕のところにも小さい袋欲しいよという住民の方の意見も聞いております。それについても今後検討させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

前向きな回答だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問ですが、資源ごみと埋立てごみの指定袋は大の45リットルしかありません。先ほど中井議員からもお話もありましたが、地域の方から資源ごみの瓶や缶を大きな袋に入れて持ち運ぶのは高齢者には難しい。30リットルを作ってほしい。埋立てごみも大きな袋に入れるまで置いておく場所がない。アパートの方などは30リ

ットルがあればいいと言っておられます。

30リットルを作るべきではありませんか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

すみません、大きな袋の部分につきましては、半分ぐらい入れて持てる分に関して出している、出すのに協力していただいている人が多くあると聞きます。申し訳ないです。

貴重な意見ありがとうございます。ニーズに合わせた導入に向けて検討してまいります。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

国民年金で内職をして何とか生活が成り立っているという高齢者の方は、資源ごみ、埋立てごみは年に1袋も使わない。10袋も買っておく必要がないのでばら売りをしてほしいと言われています。リサイクルする資源類、拠点回収へ持っていく方も多くなっています。ゴミ袋はあまり使う必要性がなくなっています。

町としてばら売りをしてもらえるよう、町職員が配置されている役場や公民館など、何か所でばら売りをしてはどうでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

お答えします。

近年SDGsの意識が高まり、リサイクル等によりごみ排出量の削減に協力いただいております。高齢者の方々につきましては、ふだんからもったいない意識を持って、ごみを出さない生活を送られている人が多くおられます。そういう生活の中で10枚セットのゴミ袋を共同で購入し、分け合いしたりご近所で融通したりとご協力いただいていると聞きました。

店舗での単品販売になると、どうしても価格が高くなってしまいます。少ない枚数での販売や配布方法はないか研究してまいります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

高齢者に優しい町として検討していただけるということですので、よろしくお願いいたしますします。

次に、以前、ごみ袋に結びやすいように耳をつけてほしいと町に言うと、耳をつける
と余る部分が出るので価格が高くなると言われました。確かに捨てる部分が出るのでそ
うなるかと思いました。要望された方に、値段が高くなりますがいいですかと聞くと、
高くなるなら今のままでいいと言われたので、原価は高くなりますよね、どうですか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

お答えします。

現在の調達先に確認したのですが、まだ耳つき袋の作成には対応しておらず、現行の
ままで導入するためには、どうしても仕入価格の上昇は避けられません。また、昨今の
原材料の上昇にも対応していかななくてはなりませんので、今後仕入価格を抑えた上で導
入するためには、仕入先、仕入れ方法の再検討も必要になってくると思われます。

以上、ご理解のほどお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

価格に影響がなければ導入するのはいいと思いますので、価格との関係で検討してい
ただければと思いますが、どうですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

先ほどからごみ袋のご質問をずっと受けているわけですが、基本的に答弁させ
ていただいているのは、その状況と今後の状況を十分見ながら検討するということを答
弁させていただいているんで、それも含んで検討しますんで、同じ質問の内容とごみ袋
の内容で、生ごみであるかプラスチックであるか自然ごみであるのか、そういうことも
含んで検討します。そういうことでご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

ちょっと細かい質問になりますが、質問する自由は議員に保障されておりますので、

答弁のほうをよろしく願いいたします。

次に、上富田町は入札によらない方法を取っています。田辺市、白浜町は過去にペットボトルがごみ袋に多く再活用された時代に、K社に再活用を条件にごみ調達を依頼していました。しかし、ペットボトルのリサイクルが多様な形で行われるようになり入札に変わりました。田辺市であれば、ペットボトルは容器リサイクル協会を介して販売し、プラスチック資源循環法に基づく活用をしています。

上富田町は、可燃ごみ袋の調達を田辺市のK社に依頼しています。K社に依頼している理由は、障害者雇用をしている業者であることと袋の質を管理してもらえるからです。また、不燃ごみ袋は、障害者優先調達推進法に基づき、紀の川市の社会福祉法人山水会で調達しています。たしか以前、ごみ袋が高いのは障害者施設で調達しているからとお聞きしたと思うのですが、実際、白浜町や田辺市では、K社に依頼していたものを入札に変えることで大幅にごみ袋調達価格が下がっています。

上富田町が障害者施策として法の意義を理解されて、入札によらず障害者施設から調達していることは、障害児学校に勤めていた私から見るととてもいいことだと思います。しかし、施策として行っているのであるから、入札より高くなる部分の費用を町民に負担させるのはおかしいと思います。高くなる部分の費用は町の予算で出すべきです。障害者施設で作ることが高くなるというのは理由になりません。

町の施策なのですから、住民に転嫁せずごみ袋の価格をその分下げるべきです。どうお考えですか。

○議長（大石哲雄）

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

お答えします。

先ほどより説明はさせていただいておりますが、ごみ処理にかかる費用は市町によってばらつきがあり、上富田町におきましても平成27年度に、ごみ処分にかかる費用を考慮した上でごみ袋の料金を設定しましたので、現行優先調達法によりごみ袋調達はしておりますが、作成事業所には納品価格を少しでも低く抑えてもらえるよう交渉は行っております。また、少しでもごみ量を抑えられるよう、生ごみ処理機購入補助や拠点回収の充実、リサイクルにかかる費用をできる限り確保させていただいております。

近隣市町と同様に、ニーズのあった袋の種別を充実させるため、また価格を設定させるため、需用性やごみ処理費、市町村の動向を勘案し、またごみ袋の値段設定を合わせていく予定でありますので、ご理解よろしく願いします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 41 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

奥田君。

○町長（奥田 誠）

今福祉関係のほうで袋を購入している中で、吉本議員は負担がかかるのであれば、町からの財政から負担せよということではありますが、それについては今のところ負担する考えはございません。

今後につきましては、袋の変更もあり得る可能性もありますので、今後それについては安くなるような形で研究してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

吉本議員のご質問の中で袋の値段の設定の考え方なんですけれども、先ほどから申し上げておりますように、一定の割合を住民にも負担していただくという考えの中で、周辺市町の公共的な料金も勘案した結果、今の値段は高くないと判断してございます。

実際、独自調査で一応1か月の平均使用枚数を調査しました。その値段を吉本議員おっしゃられる白浜町とすさみ町の値段と比較したら確かに低いんですけれども、田辺市の値段におかれましては大袋で1枚当たり2円、小袋で9円ですか、1枚当たり値段の差があると思うんです。平均使用枚数を田辺市の値段に置き換えた場合は、月に42円上富田町が確かに高いです。結果としては1円でも高かったら高いと考えてございます。

ただ、それを公共料金として上富田町として設定した割合というのは、ごみ処理費用に対して一定の負担を求めるという先ほどから答弁していました考えに基づいております。大体15%から17%ぐらいがごみの負担として歳入として確保させてもらっています。令和4年度以降でごみ処理費用がこれから変わってきますので、4年度満年度化した状況の中で費用割合を勘案して、また周辺市町と突出しないような形の中で料金設定をする中で、ごみ袋の大、小、中、必要性も鑑みて研究したいというふうに答弁して

ございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

答弁をちゃんと打合せしておいてよ。

○住民課長（瀬田和哉）

失礼しました。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○９番（吉本和広）

いいことは続けてほしいと私は思っています。しかし入札より高くなる部分は住民に転嫁せずに予算を増やしていただきたい、そのことを重ねて訴えて次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

要望でいいですか。

○９番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、指定ごみ袋の値下げ終わっていいですか。

○９番（吉本和広）

いいです。

○議長（大石哲雄）

指定ごみ袋の値下げについての質問を終了します。

１３時３０分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 １１時 ４５分

再開 午後 １時 ２７分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

障害者雇用未達成への勧告についての質問を許可いたします。

吉本君。

○９番（吉本和広）

障害者雇用未達成への勧告について質問いたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律には、地方公共団体は自ら率先して障害者を雇用するとあります。また、令和元年１２月に厚生労働省から障害者活躍推進計画作成指針での通知が出されています。そこには、障害者雇用の促進に関する法律に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を次のように定め、特に公務部門における障害者の活躍は、我が国の政策決定過程への障害者の参画拡大の観点からも重要である。ノーマライゼーション（障害者）を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方、インクルージョン（包容）、ダイバーシティ（多様性）、バリアフリー（物理的な障壁）のみならず、社会的、制度的及び心理的な全ての障壁に対処するという考え方、ユニバーサルデザイン、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう、誰にとっても利用しやすくデザインするとの考え方等の理念の浸透につながり、政策だけでなく行政サービスの向上の観点からも重要である。また、障害者の活躍を持続的に推進するため、労働、福祉、教育等に関する制度及び関係者等との連携も重要であるとあります。

平成２９年６月１日時点の全国の市町村の障害者の法定雇用率達成割合は７７．７％、都道府県等の教育委員会を除く市町村の割合は８８．２％でほぼ９割が達成しています。

そのような状況にもかかわらず、上富田町は和歌山県労働局から令和４年３月２４日に適正実施勧告を受けました。令和２年６月に未達成になったということですが、２年近くも未達成になっている理由は何ですか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

まず、勧告を受けた経緯について少しご説明をさせていただきます。

地方公共団体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第４０条に基づき、毎年障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされ、毎年６月１日現在の状況を報告しております。また、６月１日現在の障害者である職員の数が法定雇用障害者数未満である機関は、障害者の採用に関する計画を作成して労働局長に通知することとなっております。

上富田町における報告の状況ですが、令和元年６月１日現在につきましては法定雇用率を達成しております。令和２年６月１日現在につきましては法定雇用率２．５％に対して１．９６％、人数として１名不足といった状態となりまして、その報告に合わせて障害者の採用に関する計画を和歌山労働局長宛て提出してございます。この計画につきましては、令和３年１月１日から令和３年１２月３１日までの間に１名を採用する、そ

ういった計画を提出してございます。この計画について計画が未達成となったため、適正に実施し法定雇用率を達成するよう勧告がなされたのが、令和4年3月24日付和歌山労働局長からの通知、こちらが勧告、というのが経緯となってございます。

また、未達成となりました理由についてですが、令和元年度には令和2年度における法定雇用率というものが達成できないというか、満たさないことが分かっておりましたので、法定雇用率を達成するために令和2年度採用となる障害者である職員の募集を実施しました。応募はいただいたのですが、残念ながらちょっと採用に至らなかったというのが理由の一つとして挙げられるかと考えております。

その後も正規職員、または会計年度任用職員の雇用につきましては、ハローワークや紀南障害者就業生活支援センター様のほうへ相談をしながら検討を進めてきておりますが、当町の課題の一つとしましてはちょっと上富田町の規模では、年間を通じてルーティン化できるような仕事を創出するというのが少し難しいといったところがあり、なかなか雇用に至っていないのが現状となっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

町の採用試験の資格年齢は全て30歳ですが、今年度予定されている保育士については、希望者が少ないために受験資格年齢を30歳から35歳に引き上げました。その令和元年度の障害者の採用のときも、2名しか採用試験に応募がなかったと記憶しています。障害者も受験者が少ないのなら年齢を引き上げる、あるいは撤廃する、教員は撤廃しておりますけれども、などを検討すべきではありませんか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

まず、会計年度任用職員につきましては、特に年齢制限を設けてはございませんので、あとはその方の障害特性に合わせた業務内容の提供などについて、ハローワークや障害者就労支援機関からアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えております。

正規職員の雇用につきましては、そもそも求める基準が高くなってしまいますので、早期の雇用率達成には会計年度任用職員での雇用を主眼として取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

正規職員の採用試験を行う場合は、年齢を引き上げることは考えられておられますか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

現時点では早期に雇用率達成という観点からいきますと、会計年度任用職員での採用を検討するのが、まずはこの早期達成には必要なのかなと考えております。

現時点では正規職員の年齢引上げという点については、まだ検討してございません。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

上富田町は障害者の方にどのような仕事が適正なのか悩んでおられると思います。令和2年4月1日から令和7年3月31日、5年間の上富田町障害者活躍推進計画の2の障害者の活躍の基本となる職務の選定創出には、業務内容が多岐にわたることから、障害のある職員の活躍を推進していくためには、職員一人一人の障害特性や能力を十分把握し総合的に検討し、業務との適切なマッチングを図っていくことが重要であるとあります。

国の障害者活躍推進計画作成指針では、障害者の活躍を持続的に推進するために、労働、福祉、教育に関する関係者との連携も重要であるとあります。業務との適切なマッチングを図る、労働教育などの関係者と連携する、そのとおりです。

そこで提案です。和歌山市以外で支援学校が2校もある市町村は上富田町以外ありません。今年もはまゆう支援学校に上富田中学校から2名が進学しています。私も支援学校で進路指導を6年間しました。上富田町の子供も含め就職先を見つけるのに本当に苦労しました。夜も眠れない日もありました。県立の障害児学校では求人が来ません。支援学校は教員定数から進路担当をつくり企業を訪問して就職先を探しています。

ハローワークは、障害者雇用率未達成の対象企業に対して長年指導をしても、全くと言っていいほど努力がない企業しかホームページに載せず、それ以外の未達成企業は企業のイメージを悪くするということで、支援学校の進路担当や就労支援センターなどにも教えてくれません。ですから未達成の企業を選んで訪問することもできず、大きな企業や病院などを中心に、小さな事業所も含めたくさんの企業を訪問しています。

雇用を前提とした実習ができればいいのですが、その話をすると断られるケースが多

くなるので、まず実習をさせてほしいとお願いして実習をさせてもらっています。制度をいろいろ説明しても実習すら断られるケースが多いのが実情です。私たちも企業を訪問して仕事内容を伺うと、これならうちの生徒、その子の作業する力や教科の力、社会性、判断力などを基に、これなら十分やれると判断して進めていますので、当然事業者も実習の様子を見て、このような仕事ぶりなら雇えそうだととなります。

障害者雇用率については、初めにお聞きする場合はほとんどなく実習の後でお聞きするなどしています。実習に受け入れてもらえないと就職が進まないからです。元同僚のはまゆう支援学校の進路担当者、学校長の意見も踏まえてです。

また、田辺の就労支援センターと話をしました。支援学校では高等部になると、就職に限定せず就労体験を事業所に2日から3日受け入れてもらっています。スーパーなどの仕事は生徒もイメージできますが、それ以外の仕事は障害を持っていることで生活経験が限られ、仕事内容が分かりにくいというのが実情です。実習を受け入れてくれる事業所も十分あるとは言えません。私が進路指導をしているときですが、実習先で普通校の生徒よりも障害のあるこの子のほうが、器用で思った以上に仕事ができると驚かれるケースがありました。

上富田町には、すぐ近くに来年統合されますが支援学校があります。毎年、町は障害を持つ生徒の就職に限定しない実習を受け入れ、担当者と打合せをすることと、実際に実習することで町の職員さんも、障害者の障害のある生徒ができる仕事も分かります。多くの課で実習することで、できる仕事が見つかり各課のできる仕事を組み合わせて横断的に障害者の仕事が用意されれば、より充実した雇用につながる可能性も生まれます。

支援学校と就労支援センターから、就職を前提としない実習を毎年受け入れることで、障害者理解が深まり、障害者にとっても町にとってもいい障害者雇用につながっていくものになると考えます。どうでしょうか。

町の障害者活躍推進計画には、障害のある職員の活躍を推進していくためには、職員1人の障害特性や能力等を十分把握し、総合的に検討して業務との適切なマッチングを図っていくことが重要とありますが、体験実習を受け入れるということは、マッチングの重要性と一致するのではないのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

ご提案いただきました就職を前提としない二、三日の実習の受入れということですが、

これにつきましては、町にとっても支援学校のまた生徒さんにとっても、双方にとってよい方法だと考えます。役場の業務においては、個人情報を取り扱う業務が大半を占めますので、今後こういった業務を実習時に提供できるかといったことを検討して、実施に向けて取り組んでいきたいと考えます。

また、雇用に当たってなんですが、役場の業務においては一つの業務を毎日続けるといった業務は少なく、指示により違う業務に就いてもらうといったことも往々にして出てきます。分かりやすい説明をするといったような指示の方法であるとか、移動手段や設備環境については合理的配慮の範囲かと考えますが、その業務の変化に対応できるかといった課題につきましては、やはり障害の特性により少し残るところもあろうかと考えますし、本人にとっても大きなストレスとなる可能性もございます。

そういったことも配慮しながら、今後の雇用検討を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

前向きな回答をいただいたので、よろしくお願いいたしますと思います。

それではこの質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

障害者雇用未達成への勧告についての質問終了でよろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、通学路についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

2021年3月、千葉県で飲酒運転のトラックが登校中の小学生の列に突っ込み、2人が死亡し3名が負傷する痛ましい事故がありました。事故を契機に国は、令和3年度補正予算で多くの箇所を整備しました。

令和4年度、子供の通学路の安全対策のために特化した予算が500億円計上されました。国庫負担割合は55%です。制約があるかもしれませんが、この予算も使って通学路の整備を行うことが必要です。

まず初めに、多くの自治体は国連子どもの権利に関する条約については、施策の中でその目的を果たすということで条例についてはつくっていません。しかし、上富田町はあえて条例をつくりました。これは、国連子どもの権利に関する条約の中身をより町政

に反映する、各課の施策で推進するという決意だと私は受け取りましたが、どうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 建治）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり本町では、上富田町子どもの権利に関する条例、それから上富田町子どもの権利に関する条例推進計画に基づき、国連子どもの権利条約に掲げられている権利の体系を、本町の推進計画の体系として各課が各種施策を実施することとなります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

上富田町子どもの権利に関する条例推進計画の1、計画策定の趣旨には、子どもの権利を尊重し、保護者や家庭、学校及び保育所等、地域社会のそれぞれが役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって共に働き、その保障に努めていく必要があると書かれています。その項に、小学校の平和と安全な環境の下で生活することという項目に、小中学校の通学路安全点検の実施という項目と危険から身を守られることの項目に、子どもに対する安全対策が盛り込まれています。

地域社会で安全な通学路環境を確保するということです。町も警察、教育委員会、学校、産業建設課で合同通学路点検を行ってくれています。しかし、その日の点検ということで日常的に見ているわけではないので限界もあると思います。

地域の方は日常的に通学路を見て、落石が起こっている状況をつかんでおられます。気になる箇所を教育委員会や議員にも知らせてくれています。これから雨も多くなり、異常気象によって豪雨も頻繁に起こることが予想されます。住民から届けられ、実際私が見に行き整備が必要だと思う幾つかの気になる点を質問します。

1つは、山に面した通学路です。以前に比べて豪雨で土が削られ、大きな石や岩が表面に出てきて崩れ落ちている箇所が何か所かあります。多くの方がアンケートで知らせてくれました。話を伺って見に行くと、地域の方が言われたとおり、斜面から頭大以上の石が転げ落ちていてさらに落ちそうな状況でした。例を挙げると、丹田台から麒麟薬局に下りていく道の山側、落石した石を町に排除していただきましたが、まだ上から落ちてきそうな状況です。次に、朝来小学校正面から下りていくお寺の山に面した通学

路、２０センチから３０センチの小さなものも含め石が多数実際に落ちていました。地域の方が清掃で片づけてくれ、先日行くと撤去されていました。

山に面した危険な道路には防護柵を設置してほしいとされています。どのような対応を考えておられますか。

（議長、今、吉本議員が産業建設課と言ったんですけれども、そこだけちょっと訂正だけしておいてください）

○議長（大石哲雄）

訂正。

○９番（吉本和広）

訂正させてもらいます。すみません。

産業建設課と言ったのですが違うようなので、すみません、訂正します。

建設課ですね、すみません。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

まず、現場対応についてのご質問いただきましたが、この通学路の安全対策についての概要ということで、私のほうからお答えをいたします。

教育委員会では、通学路の安全点検として危険箇所のまずリストアップに始まり、点検の実施及び対策必要箇所の抽出、その後に各道路管理者や警察等との関係機関との連携による対策案の検討、現場対応という流れを基本に取り組んでおります。

危険箇所の把握につきましては、学校での点検や児童生徒、保護者からの報告だけではなく、ご質問どおり日常的に観察されている方々、地域の方々からお知らせいただくことはこちらも大変重要でありますので、報告がございましたら都度、緊急性や優先度等関係機関との協議により、それらの対応に努めているところです。

ご質問の現場対応につきましては、担当課からの答弁になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えいたします。

県が指定している危険区域だけでも、上富田町内に５７０か所ございます。議員ご指摘の通学路につきましては山あいの町道であり、このような場所については上富田町内

に多く点在してございます。そのほとんどは個人地でもあり、道路用地に設置する小さな防護柵では対応は困難と判断してございます。安全な対策を行うには、個人用地の協力をいただき重力式擁壁を立ち上げ、ロックフェンス等を設置するなどの大がかりな工事となります。

通学路の危険箇所及び注意箇所として毎年約50件の抽出があり、町内会の要望に対しても毎年約150件の要望がございます。危険箇所や要望箇所については、現地を確認し、早期に対応が必要なところより優先的に工事を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

大きな工事が必要になるということでですので、まず落石注意の表示を立てる等やっぱり検討すべきではありませんか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

注意看板の表示につきましては検討させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

もう一つは、千葉で起こったケースで、交通量が多いのに歩道がない場所です。場所を挙げると南紀の台から大内谷に向かう道路です。多くの子供が今工事が行われている道路を通学路にしています。工事現場の前は歩道が整備されていますが、南紀の台に向かう長い区間には歩道がありません。迂回路もないため、朝の出勤時は車が多く走行し、子供の登校時に見守られている方や保護者から、危ないと心配の声が寄せられています。

山肌を削ると1億円以上の工事となると話されていました。先日7時前から40分間見に行くと、4年生の児童を含み小学生が15名から20名ほど、中学生も同数ぐらい通学していました。この時間帯は南紀の台に国道から上ってくる自動車のほうが2倍多いことに驚きました。子供たちは、山側が危険なことと、溝に蓋がないこともあって右側を下っていました。右側を上ってくる車が多く、車同士が対向する際には子供の自転車は車とすれすれでした。大きなかばんも背負っているのでふらつきやすく、車と接触して大きな事故につながると見ていてヒヤヒヤしました。もし石が落ちていて、それ

に気づかずにタイヤで踏んだ場合、横に自分が振られると正面衝突をするということにもつながります。自転車は下りなのでスピードも出ます。

山と民家に囲まれた道路です。山を削ると先ほど申したように大きな費用となります。民家の裏の池を埋め立てた土地を購入し、自転車と歩行者の専用道路を造るべきではないですか。子供の安全対策のために特化した国の予算500億円、国庫負担割合は50%を活用してできないか、検討してはどうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えします。

補助金については随時研究検討は行っております。

議員ご指摘の南紀の台の道路のように、歩道が狭く危険と判断される場所は町内に多く点在してございます。南紀の台の道路等の対策としましては、過去から部分的に重力式擁壁を立ち上げロックフェンス等を設置してございます。令和2年度にはのり面に部分的な吹きつけ工事を行い、今年度は約20メートルの間、重力式擁壁を立ち上げロックフェンス等の設置工事を行っている最中でございます。

白鶴温泉から下側には通学路の安全対策として視線誘導のポストコーンの設置、減速路面表示を施工してございます。また、歩道の入り口には、子供たちの命を守るため、車止め支柱を設置し側面をガードレールで防御してございます。南紀の台のパブリックから新川につながる歩道横の水路45メートルについても、蓋を設置し拡幅工事を行うことで通学路の安全対策を行っております。

今回、ご質問にございます池の埋立て用地を購入して専用道路を造ることは、今のところ考えてございません。他の地域にも通学路等で危険な場所がございます。現在は県と協議を行い、生馬小学校周辺の急傾斜対策及び砂防対策の工事を計画しております。4年度中に測量設計が完了いたします。

以上、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今4年生からの通学ということになっております。非常に自転車が乗れるようになって、まだそんなに上手だと力もあるというような子供たちではありません。一度その場所を見に行っていただきたいと思うんです。先日も元町の職員さんが上ってきているときに子供さんが下りてきて思わず車を止めた。止めないとこれは事故につながると思っ

たと言って止めたと言われていました。私も見ていて本当にそうだなと思いました。

命を落としてからでは遅いと思います。ですので、やはり検討する必要があるんじゃないかなと。ですので、一度見に行っていていただいてその様子を子供たちの様子を見に行っていていただいて、さらに考えていただけたらと思うんですが、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

私は現場を見らずに答弁することはいたしません。随時子供たちの目線に合わせ工事を施工してございます。

その中で危険箇所たくさんございます、上富田町にも。先ほども言わせていただいたように、県が指定しているだけでも570か所、その他町内会要望等、様々な要求の中で危険箇所がたくさんあることは把握してございます。その中で、即緊急性に必要だと判断したところから随時工事を行っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私はほかの通学路を見ていて、あの通学路が一番危険なんかなというふうに感じました。ただその認識が違うようですが、町民の方が果たしてそう思っているのかということをおはちょっとと思うのですが、その辺も今後、保護者や住民の意見を聞いて検討していただけたらと思います。

ただここで議論してもこれ以上深まらないと思いますので、次の質問に移ります。

もう一つはグレーチング、鉄板などでぬれると急に滑る場所です。具体的に言いますと、4年前にも質問し滑り止めをやり直してくれ、抜本的な改善も研究すると言われた朝来の谷本石材の線路高架下と、なのはな保育所前の前方の新川に架かる国道に近い橋と南紀の台側に架かる橋です。南紀の台側に架かる橋は小中学生が通学する橋ですが、鉄板が滑って危ないという状況です。先日も40分ほど立って高校生に話を伺うと、50人ほど聞いたんですが40人が滑るということを話しておりました。転倒すると大変危険です。

上富田の子ども権利条例の推進計画の中に、子どもの権利保障を進める上での課題にはというところにおいて、地域において、子どもが行事などの企画運営に参加し、意見を言ったりすることについて、子ども自身の意識は決して高いとは言えず、なかなか意

見を表明することが難しいのが現状です。社会の一員として、子どもが様々な場面において自分の意見を表明し積極的に参加することができるよう、地域全体で意見を言いやすく参加しやすい仕組みをつくるための啓発を行っていくことが課題となりますとあります。これは、国連の条約にある子どもの意見表明権に関するものです。その条例をつくった上富田町ですから、子供たちから声を聞く、意見を聞くことをしなければならないのではないのでしょうか。

教育委員会は自転車で滑ったりする箇所はありませんか。石が落ちてきそうな場所、暗くて不安になる場所、車がスピードを出し過ぎていて道を横断するのに危険を感じる場所、溝蓋がなく危険な場所、溝蓋があるがタイヤがはまってしまうような危険な場所はないかなど、具体的に示して子供たちが意見を言いやすいアンケートを作る。対応する教育委員会と建設課、総務課などが通学時間に直接子供の声を聞くなど、子供が意見を言える場所を持つことが意見表明権を保障することになるのではないのでしょうか。

滑る場所などに20分ほど立つとたくさんの子供の声が聞けます。アンケートと直接声を聞き改善すべきではないですか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

通学路の危険箇所などの把握につきましては、小中学校における点検と保護者や地域の方々からの報告が中心となっておりますが、既に中学生や小学校の高学年などでは、実際にぬれていると滑りやすい、草が伸びていて見にくいなど通学などで危ないと感じたこと、気になることがあったことがあれば学校に先生に報告をしてもらい、それらの対応を行っているところです。これは箇所を把握するため全てこれで賄えているということではございませんが、そういった状況があるということです。

また、学校では日頃から、通学路だけに限らず子供たちの意見はできるだけ丁寧に聞き、尊重しながら対応いただいているというふう考えております。意見を聞くためのアンケート、方法の一つとしてアンケートというご提案、ご質問いただきましたが、その実施となれば、特に低学年からの聞き取りの難しさもありますが、いかに子供たちから正確な情報を得ることができるか、また意見を言いやすいそういった機会づくり、場づくりということについては、引き続き工夫が必要というところも考えてございますので、引き続きそのような対応を考えて取り組んでまいりたいと思います。

また、実際現場での対応につきましては、既にご対応いただいているところもありますので、担当課からのご答弁になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えします。

議員ご指摘の谷本石材店の線路下通路につきましては、正垣副議長よりご相談がございまして、既に現場で直接子供たちの意見を聞き取り工法等を研究してございます。この対策が有効であれば他の場所に対しても検討していきたいと考えております。

なお、子供たちの意見内容、高齢者等の意見、研究した工法について詳しく説明が必要であれば、この場で詳しく説明させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

多くの議員さんから声が寄せられているということですので、研究していただいているということもありますので、その研究していただいたことで、より安全な通学路が確保できるようよろしくお願いいたしますと思います。

説明は結構です。また聞きに行きます。

条例をつくるだけでは、条例の目的は達成されません。具体的にその理念を町全体で深くつかむことが必要です。国連子どもの権利に関する条約の中身を深く理解すれば、町はいろいろな場面で子供の意見を聞き入れた取組を行うことになると思います。そのことを期待して、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

通学路についての質問終了でよろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、物価高騰に対応する学校給食への支援についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

文科省初等中等教育局健康教育食育課より令和4年4月5日の事務連絡で、コロナ禍における食材等が高騰する中であって、地方公共団体の判断により高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円満、円滑な実施のため

の事業にも臨時交付金の活用が可能だと通知されています。

給食の内容が今までどおりの充実したものになるよう、またコロナ禍で保護者の生活が大変になっている中で給食費の値上げをしないよう、国も勧める臨時交付金を使って対応する必要があると考えます。どのように対応されますか。

○議長（大石哲雄）

前芝君。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（前芝由希）

お答えいたします。

まず、給食費につきましてなんですけれども、給食費は学校給食法第11条に規定されているように、学校給食の運営に必要な施設、設備の整備費、調理従事者の人件費は町負担、それ以外の経費、食材費、光熱水費については保護者負担となっています。ただし、給食費に係る保護者負担の軽減から、光熱水費の一部半分程度は町で負担しております。

当町の学校給食費は、個々の食された食数により小学校1食270円、中学校1食300円を頂いております。平成30年4月の学校給食センター稼働時よりこの単価は変わりなく、臨時休校明けの令和2年度は、県から頂く給食用食材の活用として、前年度に比べて種類や回数が多かったことなどにより、1食当たり15円の減額調整をさせていただきました。

給食センターで使用する食材の中でも、特に油脂類が昨年度の夏以降、少しずつ値上がりし、調味料の類いにつきましても今学期は値上がりしているものもあります。2学期以降もさらに値上がりが予想されております。また、ガスの単価も今年度から上がったことにより、近隣市町ではこの4月より、給食費の1食当たりの単価を10円から20円値上げされておるところもあり、2学期以降での値上げを検討してあるところもあるとお聞きしております。

上富田町といたしましては、1食の単価の引上げは考えておらず、食材につきましても例年どおり旬の食材の食育献立や行事食を予定しております。天候等の都合で予定していた野菜が変更になることはありますが、数量や質は変えずに給食を配食できるよう努めたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

質を落とさずにということになると、材料費は上がっていくわけですから、物理的に

お金はたくさん要るということになると思います。その分については、財政から、補填していただけるというふうに解してよろしいのですか。

○議長（大石哲雄）

前芝君。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（前芝由希）

お答えします。

その令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金4月5日事務連絡、こちらの取扱いの中では、活用が可能な事業の例として、その中に生活者の灯油等燃料費高騰の負担軽減、物価高騰に伴う先ほど申し上げられました学校給食等に対する負担軽減というものが示されております。

町といたしましては、上富田地域活性化商品券事業の中に、1人8,000円という形でその商品券のほうにも3,000円がプラスされておりますので、そういう意味も踏まえて、学校給食のためだけでなくこちらの交付金のほうは使わせていただくという形になります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

臨時交付金じゃなくても別に、町の財政で負担して、これは来るのも町の財政に入るわけですから、どれを使うかは町の判断でよろしいんですけども、ただ質を落とさずに金額を上げないということになると、物の値段が上がっているわけですから、どこからお金を回してこないと、それは質を落とさずに金額を上げないということにはならないと思うんですよ。

ですから、それをどこが補填するのかというのは、財政からの補填があるということですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、前芝局長のほうから、質も落とさず、いいものをいい食材を使って子供たちにいいものを食べてもらう。それについて、負担があれば財政のほうから負担をします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そうしていただけるなら、それで。同じお金なんで、町の財政に入ってくるお金だと思うんで、どれを使うかは町の判断で結構ですので、値上げがないようにするということですので、よろしくお願いしますと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

これで、9番、吉本和広君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時17分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

7番、家根谷美智子君。

家根谷君の質問は一問一答方式であります。

まず、小学校、中学校の自転車通学についての質問を許可いたします。

○7番（家根谷美智子）

それでは、すみません、ちょっとマスクを外しますのでごめんなさい。

それでは、議長の許可が出ましたので、通告に従いまして質問いたします。私で最後の質問者になりますので、もう少しの間お付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

まずは、小学校、中学校の自転車通学についてを質問いたします。

学校では新学期が始まってからはや2か月が過ぎました。小学校や中学校の新1年生は、期待に胸膨らませた学校生活にもそろそろ慣れてきた頃だろうと思います。そんな慣れた頃に一番気をつけたいのが、学校の行き帰りでの交通事故です。特に中学校ではほとんどの生徒が自転車通学となります。

国土交通省より出ています自転車乗用中の死傷者数データを見ても、新入学のタイミングに学生の自転車事故が急増しています。注目すべきは、小学校6年生より中学1年生でぐんと増えていること。また、高校1年生になるとさらに突出して増えていることが挙げられます。

そこで質問いたします。

小中学校においての自転車通学への実技の交通指導、また走行する際の安全対策への

取組は誰が指導し、いつ行われ、例えば小学校では何年生から対象にしているのか、それは年間何回行われているのでしょうか。また、学校外の路上、通学路を走る講習は行われているのかも併せてお聞きいたします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

まずは、本年度に実施または予定しています町内小中学校での交通指導等に関する取組内容についてお答えをいたします。

小学校につきましては、学校により内容は少し異なりますが、基本的には全学年児童を対象に基本的には年1回、交通安全教室を実施しています。内容といたしましては、基本的な交通ルールについての授業と併せて、低学年には歩行者指導、中学年、高学年には自転車の乗り方などの実技指導を行っております。加えて、実際の下校時において現場での交通指導を取り入れている学校もございますが、全ての学校で行われているわけではございません。

この交通安全指導等の指導に当たっては、これまで田辺警察署交通課の方々を中心に実施いただいておりますが、本年度は県内における交通安全教室の実施が専門である和歌山県警察本部交通企画課安全教育係、通称ひまわり隊を中心に、今は所管が変わりましたが、白浜警察署の交通課、加えて一部町交通指導員の方々のご協力も得ながら、春や秋に交通安全教室を実施しているところです。

中学校におきましては、直接実技の指導を行うなどの授業の実施はございませんが、学期ごとの自転車点検、そういった機会を通じて、交通安全の意識を高めるための取組を行っております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

県警本部よりお越しいただいているとお聞きし、大変心強く、また、町の交通指導員の方々のご協力もありがたいことだと思っております。

自転車での走行基本ルールは、自転車安全利用五則というのが適用されています。これは警察庁が自転車を走行する際に守るべきルールをまとめたものとなっています。

1、自転車は、車道が原則、歩道は例外。子供や高齢者の走行、安全確保のためやむを得ない場合は歩道も認められています。

2、車道は左側を通行。時々右側通行の自転車を見ますが、車両と正面衝突のおそれがあり大変危険を感じます。やむを得ない場合は仕方ありませんが、私も自身の子供には小さな頃よく言いました。右見て左見て右見てという原則が崩れてしまいます。

次に3、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。

4、安全ルールを守る。

5、子どもはヘルメットを着用。

以上、五つの基本ルールが自転車の利用者に対する安全教育等として周知普及されています。自転車は手軽で便利に利用でき、小さな子供から大人まで親しめるモビリティとなっていますが、道路交通法では軽車両になり車の仲間です。また、自転車安全利用五則にもありますが、児童、幼児を保護する責任のある者は、児童、幼児に自転車を運転または同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めることとされています。

先ほど実技の交通指導をお聞きしましたが、交通ルールの自転車安全教育について座学の実施もしているか、またそれらについての内容を保護者にも周知をされているか、お尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

座学につきましては、小学校では、交通安全教室において基本的なルールなどを中心に、それぞれ学年に合わせた内容の講義をいただいております。中学校につきましては、コロナ禍前までは全学年を対象に実施しておりましたが、本年度は1学年を対象、全員の生徒対象になりますが、白浜警察署交通課の方々により、交通ルールや罰則などについて、自転車利用における責任という視点を重点に交通安全教室を実施しているところです。

各ご家庭に対しましては、こういった交通安全教室の実施の内容等、学校だよりなどでお知らせをしているという状況です。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁の中に責任という言葉が出てきましたが、ヘルメット委員会が行ったアンケートがあります。中身についてですが、13歳未満の着用率は63.1%とほかの年代に比べるとはるかに高い着用率となっています。しかし、このルールを知っている

13歳未満の保護者は32%にとどまっています。このルールを知らなかった保護者がこれを知ると、その68%は着用させるよう意識が変わりますというアンケート調査も出ております。その責任の重さを家庭でも感じていただけるのではないかと思いますので、保護者への周知もまた今後に向けてお願いいたします。

続きまして、通学路の危険箇所点検整備についてお聞きします。

毎年、通学路合同安全点検が行われ、上富田町通学路安全推進会議に皆さんで協議いただいているところと思いますが、直近の結果はどのように報告されているのでしょうか。

また、危険箇所として保護者や近隣の方々も危惧している南紀の台からの急勾配について、先ほど吉本議員も質問されていましたが、平成30年第2回の定例会で正垣議員が、パブリック大内谷線の自転車走行について質問されています。当時の回答では、急な坂道の場合の上り下りは自転車を押して走行するよう指導していると言われ、今後においては安全対策を講じていきますと答弁しております。現在も同じ認識でいいのか、お尋ねいたします。

○7番（家根谷美智子）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

通学路の安全点検につきましては、現在小中学校からの点検結果を受け集約しているところではありますが、学校からの報告で継続案件を含めて約50か所、これらに町内会などからの要望や意見を含めるとさらに多くの箇所の検討、対応が必要になると想定をしており、今後道路管理者や警察など関係機関と協議をしながら対応していく予定であります。

また、ご質問にありました南紀の台地区からの急勾配の坂道につきましては、対策案について引き続き検討していく部分と、交通安全教育において指導していく部分とがございます。対応策につきましては、ご承知のとおりなかなか一体的にハードの整備となれば困難な状況もございますが、まず自転車の安全確保、この指導の内容につきましては当然変わらず、小学生については降りて坂道を下るようなという指導は引き続き行っております。ただ、中学校等は自転車の安全確保のための決まりを、スピードを落としながらと、周りの状況をよく見ながらと、そういったところの決まりをどうしていけるか、また自分自身の安全面も含めて周りをよく見ながらどうすべきかの判断ができるよう、引き続き指導してまいりたいと思います。

ご質問最後にありましたとおり以前の答弁と同様、現在も同じ認識であり、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま検討していく部分、交通安全教育において指導していく部分と答弁されました。先ほど吉本議員の通学路の質問での答弁でも、なかなかハードな面は難しい。自転車通行空間を設けるハード面の整備が困難というのであれば、検討するのは自身の身は自身で守る交通ルールの遵守だと思っております。

特に坂道での走行の仕方、先日丹田台のほうからも中学1年生、ヘルメットがピカピカでしたので中学1年生というのは見て取れたんですが、一旦停止をせず猛スピードで下りてきたのをちょうど私目撃しましたので、やっぱり坂道は一旦停止、下で一旦停止するというのとスピードを抑えるという、そういう自転車の交通ルールも徹底していったほうがいいなと思っております。

続きまして、先ほどの質問にもありましたが、道路交通法第63条の11では、保護者の方は13歳未満への乗用車ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとあります。警察庁調べでは、令和3年度の自転車関連事故は……。

ごめんなさい、ちょっと暫時休憩いいですか。すみません。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○議長（大石哲雄）

再開します。

○7番（家根谷美智子）

すみません。令和3年度の自転車関連事故は6●9, 694件と前年度よりかなりの増加となっています。そのうちヘルメット非着用の死傷者に占める死者の割合、致死率は着用時に比べて約2.2倍高くなっており、いかに乗用中のヘルメット着用が命を守ることに重要かがデータでも読み取れます。

現在、全国で各都道府県ごとに、全年齢を対象にしたヘルメット着用を努力義務とする条例設置の機運が高まっていることも踏まえ、学校以外のふだんのヘルメット着用も

しやすいよう、また温暖化による夏の暑さ対策と首への負担改善も兼ねて、サイクリング用の軽量化タイプにすべきではないか提案いたします。

それと、小学生でのスポーツタイプのヘルメットをかぶっている児童を結構見かけるのですが、そのまま中学校でも通学時に活用できるのかも含めて、当局にお尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

これまでも中学校のヘルメットにつきましては、一般的な通学用のヘルメットに統一し登下校時に着用している現状です。登下校以外においては、小学生は家庭での取組もあり着用している場面をよく目にしますが、中学生となると登下校時以外の着用率は大きく低下していることも現状として把握してございます。

全国的にもヘルメット着用の機運、年齢を問わずということになりますが、そういった機運も高まっているとおり、自分の命を守るためという認識を高めるための交通安全教育と、着用しやすい環境づくりを併せて進めていく必要があると考えております。

登下校用はこれではなくてはならない、ふだん用は別に購入をということではなく、自転車用のヘルメットにつきましては、技術的にも安全性や機能性が高まり進歩していることと思いますので、まずは安全を第一にということを押さえまして、スポーツタイプのご提案ありましたヘルメットなどの導入についても、意見聴取や現状の把握、研究を進めながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○議長（大石哲雄）

先ほども述べました自転車ヘルメット委員会の調べですけれども、都道府県別着用率のデータが出ております。残念ながら和歌山県はワースト2位となっておりかなり低い数値となっております。

紀の川市です。紀の川市ではもう通学用ヘルメットの変更をしております、サイクリング用のタイプに変更しております。その理由の中には、登下校中はもとより、登下校以外での着用を促すことで、さらなる安全対策を推進というものがあります。

そこも踏まえて、今後こういった軽量化タイプ、サイクリング用のタイプに変更していくことをお願いしまして、私の質問と代えさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

小学校、中学校の自転車通学についての質問終了でよろしいですか。

○7番（家根谷美智子）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは次に、不登校の児童生徒への支援についての質問を許可いたします。

○7番（家根谷美智子）

続きまして、不登校の児童生徒への支援について入りたいと思います。

この課題につきましては、もう何回も一般質問で取り上げていますが、ライフワークの一つとなっていますのと、昨年質問しました12月議会から半年がたっておりますので、改めて再度お尋ねいたします。

今月10日文部科学省より、不登校に関する調査研究協力者会議において検討を重ねてきた今後の不登校児童生徒への学習機会の支援と在り方について、報告書を取りまとめ教育委員会や各学校と関連機関等へ通知しております。その中で、2020年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、小中高等学校における不登校児童生徒数は23万9,178人と過去最多となっております。児童生徒数は全国的に減少傾向にある中、この問題に関しては増加の一途をたどっています。

コロナ禍や多種多様なそれぞれの問題もあるので一概には言えませんが、ここ上富田町でも増加傾向にあることは12月定例会の質問でもお聞きしました。

令和4年度新学期もスタートしましたが、町内の小学校、中学校における不登校の現状は、12月の質問で小中学校合わせて31名の児童生徒がいるとお聞きしました。

そこで質問いたします。

現在、不登校傾向にある児童生徒は小中学校で何名おられるでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

年間30日以上長期欠席者ということになりますが、病気、経済的、不登校、その他の四つの理由に分類されますが、その中で不登校を理由とする長期欠席者は、町内小中学校合わせて20名となっております。

なお、小学校より中学校のほうが多くなっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま20名という生徒数をお聞きしましたが、今年度上富田町令和4年度学校教育指導方針が出されました。課題への対応としては、不登校児童生徒については校内対策委員会や教育相談の指導体制を整え、町適応指導教室、教育相談機関等と連携しながら適切な対応を進めるとあります。もちろん個々に対応したケース会議にスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー、支援員さんなどもご対応いただいていることだと思います。

現在、家庭を取り巻く環境の変化だったり、コロナ禍で子育てに不安や悩みを抱える家庭の増加も懸念されることから、継続的に寄り添っていくアウトリーチ型支援の必要性も高まっています。そういった内容もあれば、具体的にどういった支援施策をされているのかお尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

各学校では授業の充実を図り、児童生徒に分かる授業づくりや仲間づくりを中心に、居場所づくり、学級づくりなどに取り組み不登校の未然防止を図っているところです。また、支援を要する児童生徒には、前年度までの欠席状況など不登校に係る連携支援シートの作成や引継ぎにより、担任及び教職員間で共有し、児童生徒の欠席状況から不登校の早期発見、早期対応を行っております。

欠席の場合には、電話連絡や家庭訪問を行うなど状況把握と関係強化に努めております。特に累計で5日以上欠席した児童生徒には、担任が本人への声かけや保護者と児童生徒の様子を共有するなど、きめ細かく対応するようにしております。継続して休む場合には、保護者と相談しながら児童生徒の状況に応じて負担を考慮しつつ家庭を訪問し、面会して話す機会をつくり、信頼関係を築きながら、多様な学びの一つとして相談室や適応指導教室への誘いなどを行うこともしています。

学校では担任1人で抱え込むことのないように、校内不登校対策委員会やケース会議などをもち、学校として組織的に取り組んでいるところです。さらに、県教委から配置されておりますスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの全校への巡回訪問を行い、相談体制を整えております。

また、中学校には不登校児童生徒支援員を配置して、個別相談等きめ細かに対応ができるようにしています。

また、前回１２月にもご提案いただきました適応指導教室等での情報教育の推進ということに関しましては、今環境整備を行いまして１人１台タブレット、こういったものを活用しながら学習の指導を行っているという現状です。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○７番（家根谷美智子）

ただいま答弁の中に、仲間づくり、居場所づくり、また個々へのシート作成等の具体的な策をお聞きしましたが、その中の適応指導教室もお話いただきました。その不登校児童生徒が教育機会の確保や社会の適応も踏まえた支援をしている場所に、適応指導教室というのがありますが、現在の適応指導教室への通所人数は何名となっているのでしょうか。直近で５年間の通所人数の推移を分かればお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

本日現在、適応指導教室に入室登録を行っている児童生徒は、小中学校合わせて１０名となっています。また、今年度４月から５月の２か月間の平均で１日当たり５．４名の利用、実際通所している平均は５．４名の利用となっております。

これまでの直近５年間の推移ということになりますが、登録を行っている児童の推移ということでのご報告になりますが、平成２９年度では１４名、３０年度では１４名、続く令和元年には１３名、令和２年度は１０名、令和３年度１２名となっており大きな変動はございません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○７番（家根谷美智子）

ただいま５年間の人数の推移をお聞きしました。お聞きするところ、登録人数と実際に通所している人数というのはちょっと誤差が出てきているように思いますが、登録人数ということで承知しました。

それでは、今後の支援体制についてお聞きします。

第５次上富田町総合計画の中に記載されている文面に、適応指導教室は学習面での支

援のほかに子供たちの居場所にもなっていると明記されています。昨年の12月定例会の質問で、教室の適正な予算が組まれているかお聞きしましたところ、例えば通所する児童生徒の人数が増えるなど、実情に応じた体制整備のための予算措置は必要であると考えておりますと奥田町長より答弁いただきました。

また、現在ある適応指導教室の場所移転について、町内にある公共施設の活用なども含め、関係部署と連携を図りながら、法の趣旨に基づいて児童生徒に適切な支援ができるように引き続き取り組んでいくともお聞きしましたが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

教育長、宮内君。

○教育長（宮内一裕）

お答え申し上げます。

議員さんが前からもおっしゃられておりますように、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、いわゆる教育機会均等法にある全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り安心して教育を受けられるようにすることや、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実態を踏まえ、個々の児童、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うこと、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるように環境の整備が図られることという基本理念を基に、不登校の児童生徒への支援の体制を今までも整えてまいりました。また、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることや、児童生徒にとっては不登校の時間が休養や自分を見詰め直す等、積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも留意して取り組んでまいります。

併せて、保護者や学校、関係機関等との連携を図り子供たちの学びの場を保障していきたいと考えています。具体的に申し上げますと、適応指導教室に限らず、不登校の児童生徒にとっての多様な学びの場が求められています。適応指導教室はその大切な一つの間であるとして認識しております。そのためにはまず、教育機会均等確保法の成立以前につくられています適応指導教室の実施要綱を見直すとともに、教職員の理解を深めるように取り組んでまいります。

次に、よりよい教育環境を目指して、学習教材の充実やタブレット等のICT機器の有効な活用、専用施設の在り方の検討などに取り組めます。さらに、相談体制の充実や人的配置の在り方の検討などにも取り組むとともに、保護者や学校、関係機関等との連携を図ってまいります。

不登校の児童生徒にとって、学校復帰だけが全てではないという考え方の下、社会的自立に向けてできるところから支援を続けてまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま教育長より答弁いただいたんですが、前回の12月議会の答弁とほぼ変わらないような気がいたします。学校に行きたくても行けない、唯一行ける場所が適応指導教室である生徒もあります。子供たちにとって教室入り口の鉄の門は高いハードルです。これは私、前から訴えていっていることなんですが、社会性や集団適応にもなかなか対応していると言い難い場所と私は感じております。

今のところ進捗状況をお聞きする中では、なかなか前向いて行っていないようなお答えだったように思いますが、計画の中ではある程度の目星をつけるということは全くされていないのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

宮内君。

○教育長（宮内一裕）

お答えします。

議員さんおっしゃられております移転等専用施設の在り方も検討はしておりますが、まだ方向を上げている状態ではございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

なかなか場所の検討というのは難しいのかなとは思いますが、ないことはない、私は町内ではあると思っております。町長のほうも未来を担う子供たちのためには、計画性を持って期限を決めて取り組んでいただきたいなと思っておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大石哲雄）

町長の答弁要りませんか。

○7番（家根谷美智子）

できれば。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、教育長のほうから、場所の関係についてはまだちょっと検討課題があるということで申し上げましたけれども、私としましては今家根谷議員さん言われますように、未来を託す子供たちが輝くまちづくりを実践としてやっていきますので、今後におきましても、その子供たちのまた意見も聞きながら、場所等については変更もかけていくような形で取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これで、7番、家根谷美智子君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。本日はこれにて延会いたします。

次回は、6月20日午前9時00分となっておりますので、ご参集よろしく願いいたします。ありがとうございました。

延会 午後2時48分